

令和 6 年度
島本町教育委員会
点検・評価結果報告書

令和 7 年 8 月
島本町教育委員会

目 次

1 知・徳・体の調和と生きる力の育成	1
(1) 小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進	1
(2) 確かな学力の育成	5
(3) 英語教育の推進	10
(4) 豊かな人間性の育成	13
(5) 健康教育・保育の充実と体力づくりの推進	18
(6) 保幼小連携の推進	23
(7) 支援教育・保育の充実	25
2 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	31
(1) 地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進 ...	31
(2) 安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	34
(3) 教職員の資質向上とサービスの徹底	38
(4) 快適な教育・保育環境の整備	43
3 社会教育と生涯学習の推進	46
(1) 青少年健全育成の推進	46
(2) 文化財保護の推進	49
(3) 生涯学習活動の推進	54
(4) 図書館サービスの推進	57
(5) スポーツ活動の推進	62

島本町教育委員会の点検・評価について

Ⅰ 趣旨

効果的な教育行政を推進し、住民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の方法

(1) 基本的事項

前年度の「島本町教育・保育重点目標」に対する進捗状況を点検・評価する。

(2) 点検・評価項目について

教育・保育重点目標における【目標項目】を「点検・評価項目」として設定し、項目ごとに「点検・評価シート」を作成する。

評価を行うに当たっては、各【目標項目】における【重点課題】の項目ごとに、前年度の取組状況を点検の上、「点検・評価項目」全体における総合評価を行う。

○ 達成	令和6年度に目指す結果を達成した
△ 概ね達成	令和6年度に目指す結果を概ね達成できた
× 未達成	令和6年度に目指す結果を達成できなかった

(3) 学識経験者の知見活用

点検・評価の実施に当たっては、「点検・評価協力者」として次の２名から助言を受けた。

ふりがな	ながい かんじ
氏 名	長井 勘治
所属・職名	武庫川女子大学 健康・スポーツ科学部 健康・スポーツ科学科 特任教授

ふりがな	なかむら くみこ
氏 名	中村 公美子
所属・職名	大阪成蹊大学 教育学部 非常勤講師

3 点検・評価結果

別紙「点検・評価シート」のとおり。

4 点検・評価に関する今後の取組

今回の点検・評価結果及び学識経験者からの意見を踏まえ、今後、教育委員会として次のとおり取り組んでいく。

- 今後も継続して、総合教育会議において、課題となっている諸施策を中心に町長と積極的に意見交換及び協議を行う。
- 点検・評価結果を分析し、今後の教育・保育重点目標及び諸施策に反映させるとともに、継続して課題となっている事業等については、早期に課題解決できるよう、従来の方法だけでなく、新しい方法を検討し、迅速かつ計画的に取組を推進する。
- 町の教育を取り巻く諸課題について、教育委員会の附属機関や関係団体、町の関係機関等と連携を密にしながら、解決に取り組む。

1 知・徳・体の調和と生きる力の育成

(1) 小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

① 令和6年度重点目標

ア 小中一貫教育

小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図るとともに、昨年度まで3か年計画で取り組んだみづまるキッズプランにおける「みづまるキッズカリキュラム」を踏まえた取組を推進する。

イ 授業改善

全ての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が違いを認め合い、自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努める。

ウ キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進し、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培う。

エ 進路指導

府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学1年生時より適切な進路指導・支援を踏まえたキャリア教育を計画的に行う。

オ 探究的な学習

総合的な学習の時間を柱に、探究的な学習を重視するとともに、教科横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成する。

② 本年度の指示事項

ア 小中一貫教育

児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導や、確かな学力を育成する指導等を推進するとともに、効果検証に努め、その結果を生かし、指導方法の工夫改善を図ること。加えて、みづまるキッズプランがめざす子ども像及びつきたい3つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）について、各校で共通認識の下、具体的な取組の推進を図ること。

イ 授業改善
児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小・中学校の各学級・各教科において、対話のある授業及び互いに認め合える集団づくりに努めること。
ウ キャリア教育
「キャリア・パスポート」※を活用するに当たって、児童・生徒が振り返りの中で、自らの変容に気づき、自己理解を深め、主体的に学びに向かう力を付けていくことができるよう努めること。 ※キャリアパスポート 特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができることを目指した教材
エ 進路指導
進学希望者に対しては、進路選択が多様化してきていることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。 進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制の下、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
オ 探究的な学習
社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域を含めた社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るとともに、「みづまろキッズカリキュラム」を踏まえた活動を取り入れること。

③ 実施内容及び評価

ア 小中一貫教育	達成状況	○
島本町小中一貫教育推進協議会が中心となり、小中合同授業研究会や夏季教育セミナー等の開催を通して小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程の編成や系統的な指導方法の工夫・改善に努めた。また、小中合同授業では、国語、英語・外国語、図工・美術の研究授業を行い、学識経験者から指導助言をいただいた。		
イ 授業改善	達成状況	○
「主体的・対話的で深い学び」の実現のために、必然性のある学習課題の設定や思考ツールの活用を各学校で推進するとともに、定期開催した学力向上担当者会において、町としての学力向上ビジョンや、大阪府教育庁や国の動向を踏まえた指導助言を行った。また、あらゆる学習の基盤たる集団づくりについては、総合的な学習の時間や特別活動において重点的に取り組んだ。		

ウ キャリア教育			達成状況	△																																																
キャリア教育については、各学校が教科等と連携し、児童・生徒の発達段階に応じてカリキュラム・マネジメントの視点を持ち、「キャリア・パスポート」を活用しながら推進した。しかしながら、全国学力・学習状況調査の児童質問では、「あなたは将来の夢や目標を持っていますか」の肯定的回答率が昨年度を下回る結果となった。 また、学校教育自己診断の保護者質問では、キャリア教育の実施状況に関する肯定的回答割合が6割程度にとどまった。 【「あなたは、将来の夢や目標を持っていますか」で肯定的回答の割合(%)】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和6年度</th></tr><tr><th>小学校6年生</th><th>中学校3年生</th><th>小学校6年生</th><th>中学校3年生</th></tr><tr><td>島本町</td><td>84.1</td><td>68.4</td><td>82.3</td><td>68.4</td></tr><tr><td>大阪府平均</td><td>79.6</td><td>64.1</td><td>81.8</td><td>64.0</td></tr><tr><td>全国平均</td><td>81.5</td><td>66.3</td><td>82.4</td><td>66.3</td></tr></table> ※ 全国学力・学習状況調査 児童質問及び生徒質問より 【学校におけるキャリア教育の実施状況について肯定的回答の割合(%)】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和6年度</th></tr><tr><th>小学校</th><th>中学校</th><th>小学校</th><th>中学校</th></tr><tr><td>児童・生徒</td><td>80.9</td><td>88.5</td><td>80.1</td><td>90.0</td></tr><tr><td>保護者</td><td>58.8</td><td>56.3</td><td>59.5</td><td>62.6</td></tr><tr><td>教職員</td><td>88.4</td><td>95.4</td><td>90.7</td><td>97.1</td></tr></table> ※ 学校教育自己診断（島本町）より						令和5年度		令和6年度		小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生	島本町	84.1	68.4	82.3	68.4	大阪府平均	79.6	64.1	81.8	64.0	全国平均	81.5	66.3	82.4	66.3		令和5年度		令和6年度		小学校	中学校	小学校	中学校	児童・生徒	80.9	88.5	80.1	90.0	保護者	58.8	56.3	59.5	62.6	教職員	88.4	95.4	90.7	97.1
	令和5年度		令和6年度																																																	
	小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生																																																
島本町	84.1	68.4	82.3	68.4																																																
大阪府平均	79.6	64.1	81.8	64.0																																																
全国平均	81.5	66.3	82.4	66.3																																																
	令和5年度		令和6年度																																																	
	小学校	中学校	小学校	中学校																																																
児童・生徒	80.9	88.5	80.1	90.0																																																
保護者	58.8	56.3	59.5	62.6																																																
教職員	88.4	95.4	90.7	97.1																																																
エ 進路指導			達成状況	○																																																
中学校における進路学習については、進路指導用冊子「進路資料」をデジタル媒体で作成し、各中学校において全学年に配布し、進路説明会や進路学習活動の中で活用した。特に、支援学級在籍生徒や不登校傾向にある生徒、外国籍の生徒等の進路指導に関しては、各学校と教育委員会及び関係機関が連携を密にしながら、当該生徒や保護者への十分なガイダンスや高等学校受験に係る配慮申請等を行った。 また、各中学校において実施される進学に関する成績処理や書類作成等については、複数人で複数回の点検を行う等、ミスの無いように慎重に対応し、完了した。 【各年度の中学校卒業生に係る高等学校への進学率(%)】 <table><tr><th>年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>島本町</td><td>98.9(93.1)</td><td>99.3(87.9)</td></tr></table> ※ ()内は、全日制高校への進学率 【年間30日以上欠席がある不登校生徒(卒業生)の進路状況(人)】 <table><tr><th colspan="2">年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td colspan="2">卒業生のうち年間30日以上欠席のあった不登校生徒数</td><td>19</td><td>24</td></tr><tr><td rowspan="3">内訳</td><td>進学した者</td><td>17</td><td>23</td></tr><tr><td>専修学校入学者</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>その他(就職、進路未定等)</td><td>2</td><td>0</td></tr></table>					年度	令和5年度	令和6年度	島本町	98.9(93.1)	99.3(87.9)	年度		令和5年度	令和6年度	卒業生のうち年間30日以上欠席のあった不登校生徒数		19	24	内訳	進学した者	17	23	専修学校入学者	0	1	その他(就職、進路未定等)	2	0																								
年度	令和5年度	令和6年度																																																		
島本町	98.9(93.1)	99.3(87.9)																																																		
年度		令和5年度	令和6年度																																																	
卒業生のうち年間30日以上欠席のあった不登校生徒数		19	24																																																	
内訳	進学した者	17	23																																																	
	専修学校入学者	0	1																																																	
	その他(就職、進路未定等)	2	0																																																	

【授業等で将来の進路や生き方について考える機会があると答えた生徒の割合(%)】

年度	令和5年度	令和6年度
中学校（全学年）	88.5	90.0

※各学校の学校教育自己診断結果より

オ 探究的な学習

達成状況

○

各教科において探究的な学習の要素を取り入れた実践を進めるとともに、カリキュラム・マネジメント及びみづまるキッズカリキュラムに基づく教育実践のさらなる小中学校への拡充を図る観点から、総合的な学習や学校行事の在り方についても、小学校における児童中心の学校行事運営や地域との連携、中学校における企業と連携した課題解決型学習の実施等、随時見直し及び点検を実施した。

④ 今後の課題

● **小中一貫教育**

町全体での小中一貫教育の推進と同時に、これまでの取組実践の継承と新たな展開に向けて、中学校ブロックごと（第一中学校ブロック：二保・一幼・一小・三小・四小・一中、第二中学校ブロック：四保・二小・二中）における、特色ある連携・一貫教育の取組を推進していく。また、みづまるキッズカリキュラムの観点を通じて、キャリア教育の基盤となる各教科の学習もさらに充実させていく。

● **キャリア教育**

キャリア教育推進の柱として、「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」といった「見えない学力」を育むことに加え、義務教育終了までに社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育成することを目的として、学校教育全体を通じてキャリア教育を実施できるよう、その内容を見直していく必要がある。

また、「キャリア・パスポート」やみづまるキッズカリキュラム等を活用し、9年間を見通したキャリア教育を実施し、その成果を学校だよりや学校ホームページ等で適宜発信していく必要がある。

● **進路指導**

進路選択が多様化してきていることから、迅速な情報収集と提供に努め、学校における的確な進路ガイダンス機能の充実を図ることが必要である。また、不登校生徒（増加傾向）や支援学級在籍生徒（減少傾向）、外国籍生徒（横ばい）等に対しては、早い時期から本人及び保護者のニーズを把握し、卒業後の進路を見据えた適切な指導・支援を行えるよう、適宜進路に関する情報提供と各関係機関とも連携した支援を行っていく必要がある。また、進路に関する情報を当該学年だけでなく、学校全体で共有し、慎重に事務を進めることが重要である。

(2) 確かな学力の育成

① 令和6年度重点目標

ア 学力向上

全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストや小学生すくすくウォッチ等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、PDCAサイクルを機能させる。

イ 地域に開かれた学校

設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメント※の実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施する。

※カリキュラム・マネジメント

学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を3つの側面から見直しを行うこと。

【3つの側面】

- ・教科等横断的な視点
- ・教育課程の実施状況を評価・改善
- ・必要な人的又は物的な体制を確保

ウ 指導方法の工夫改善定数の活用

加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的な学びの実現を図る。

エ 学習環境の整備

安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。

また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制の確立を組織的に取り組む。

オ 主体的・対話的な深い学びの推進

児童・生徒が主体的に取り組む協働的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。また、主体的・対話的で深い学びによる学習形態の授業づくりを推進する。その際には、1人1台端末の効果的な利活用についても取組を推進すること。

カ 読書活動の推進

小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校図書館司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

② 本年度の指示事項

ア 学力向上
大阪府中学生チャレンジテスト（全学年対象）、小学生すくすくウォッチ（５・６年生対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校６年生・中学校３年生対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。
イ 地域に開かれた学校
全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組む。具体的に学習環境、学習課題、学習形態、学習評価の４点について改善に取り組むよう指導すること。
ウ 指導方法の工夫改善定数の活用
個別最適な学びの実現については、加配教員の活用による少人数・習熟度別指導の実施に加え、ボランティアの支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。
エ 学習環境の整備
令和４年１２月に更新された生徒指導提要に基づき、授業は全ての児童・生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場と位置付け、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに取り組むこと。
オ 主体的・対話的な深い学びの推進
スクールエンパワーメント推進事業（確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。また、探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」に分けた探究中心の授業づくりを１年間の見通しを持って、計画・実施すること。 各学校において、ＩＣＴ機器を効果的に活用するために、ＩＣＴワーキング・グループ等の組織を立ち上げ、積極的活用が可能な教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。 また、町内小中学校で文部科学省ＣＢＴ（Ｃｏｍｐｕｔｅｒ Ｂａｓｅｄ Ｔｅｓｔｉｎｇ の略。試験における工程をすべてコンピュータ上で行うこと）システム（ＭＥＸＣＢＴ）の利用が可能になったことを鑑み、学力調査以外の場面でも大阪府教育庁の作成した英語学習ツールであるＳＴＥＰＳ ｉｎ ＯＳＡＫＡの使用等、積極的な活用を実施すること。

カ 読書活動の推進

学校図書館においては、町独自で採用している学校図書館司書等を中心とし、学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての活用を図ること。

③ 実施内容及び評価

ア 学力向上	達成状況	○															
学力担当者会議を定例で実施し、各学校における教育目標達成のための教育課程について交流を図り、教科指導と教育目標の実現を結びつけるカリキュラム・マネジメントの研究を行った。また、チャレンジテストやすすくウォッチの出題意図や正誤から読み取れる児童・生徒の傾向等について、大阪府教育庁実施の担当者会等で示された資料を基に研修等を実施した。 【授業についての意識調査結果】 肯定的回答(「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」)の割合(%) <table><tr><th colspan="2">校種・質問事項</th><th>年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>小学校</td><td>「学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。」</td><td></td><td>78.0</td><td>76.3</td></tr><tr><td>中学校</td><td>「先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。」</td><td></td><td>94.1</td><td>93.3</td></tr></table> ※ 学校教育自己診断(島本町)より			校種・質問事項		年度	令和5年度	令和6年度	小学校	「学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。」		78.0	76.3	中学校	「先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。」		94.1	93.3
校種・質問事項		年度	令和5年度	令和6年度													
小学校	「学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。」		78.0	76.3													
中学校	「先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。」		94.1	93.3													
イ 地域に開かれた学校	達成状況	○															
「学校教育自己診断」について、ホームページで全体の結果概要を公表するとともに、各学校において、結果についての分析評価を基に、課題解決を意識した教育活動を行った。また、島本町立学校園支援ボランティアネットに登録された学習アドバイザーを活用し、放課後学習教室等を実施することで、地域の協働・連携を促進し、児童・生徒の自学自習力の向上を図った。 学習環境についてはユニバーサルデザインに基づいた整備を行い、学習課題及び学習形態については学力向上担当者会議で確認し、必然性のある課題設定を行うことができた。学習評価については、事前に基準について児童・生徒及び保護者に周知した上で行った。																	
ウ 指導方法の工夫改善定数の活用	達成状況	○															
指導方法の工夫改善定数加配を活用し、各学校が抱える実践上の課題を把握し、その解決に向けて、組織的に取り組むために校内研究の充実や具体的方法についての検討を図り、課題に正対した加配配置によるチーム・ティーチングや習熟度別学習等の独自の学力向上に係る取組を実践した。																	

エ 学習環境の整備		達成状況	○
児童・生徒の学習状況を検証し、学習の改善や教職員の授業の向上を図るため、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた授業スタンダードを設定した。また、発達支持的生徒指導の観点から、「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ことを念頭に、授業をはじめとする教育活動に取り組んだ。			
オ 主体的・対話的な深い学びの推進		達成状況	○
協働的な活動や自己存在感及び充実感を感じることができるような取組の根幹として、道徳教育推進教員を中心に、「考え、議論する道徳」を実践した。また、主体的・対話的で深い学びの推進に向けて、タブレット端末やシンキングツールの活用等を増やし、児童・生徒の教育活動が深化する仕掛けを多く取り入れた。また、MEXCBT上で実施された全国学力・学習状況調査の生徒質問紙調査等を通じ、より効果的なCBTシステムの活用について研究を深めた。			
カ 読書活動の推進		達成状況	△
各学校において、朝の読書活動の推進や図書館の環境及び蔵書の整備、読書週間における様々な活動及び読書指導を意識した授業の展開等を行った。また、町独自で、学校図書館司書を各学校に1人ずつ継続して配置するとともに、カリキュラム・マネジメントの視点を持ち、総合的な学習の時間を中心に、調べ学習の際に学校図書館を活用した。 学校図書館の貸出冊数は前年度より増加したが、学校教育自己診断の読書活動に関する質問では、児童・生徒の肯定的回答割合は昨年度を下回る結果となった。			
【読書習慣及び学校図書館利用についての意識調査結果】 肯定的回答（「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」）の割合（％）			
年度 校種・質問事項		令和5年度	令和6年度
小学校	「読書をよくする。」	69.3	67.4
中学校	「学校では、朝読書など、読書活動に積極的に取り組んでいる。」	91.8	91.2
学校教育自己診断（島本町）より			
【島本町立学校図書館の貸出数】			
年度 校種・質問事項		令和5年度	令和6年度
小学校	児童貸出総数(冊)	178,872	179,013
	児童総数(人)	1,931	1,939
	一人当たりの貸出冊数(冊)	92	92
中学校	生徒貸出総数(冊)	13,305	18,527
	生徒総数(人)	874	912
	一人当たりの貸出冊数(冊)	15	20

④ 今後の課題

● 学力向上

スクール・エンパワーメント推進事業を柱に、みづまるキッズ保育・教育ビジョンが目指す子ども像と実現するための3つの力、「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」の育成を目標として、見えない学力の伸長及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、対話のある授業づくりを推進する。また、指導と評価の一体化を意識し、評価・評定についての説明責任を果たし、より透明性の高い評価について研究を進めていく。

● 指導方法の工夫改善定数の活用

児童・生徒の学力向上を目指して、小学校教科担任、習熟度別指導・少人数指導等を通じて、自学自習力を高めていくとともに、1人1台端末等を活用し、「個別最適化された学び」と「協働的な学び」を推進していく必要がある。特に、大阪府教育庁作成の「情報活用能力ステップシート」を活用し、各学齢で身に付けるべきタブレット端末の活用及び情報活用能力について整理し、授業実践を重ねていく。

● 読書活動の推進

読書習慣を身に付けることは、学力向上とも深く関わっている。学校は、読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っていることから、学校全体での組織的な取組を続けていく必要があると考える。そのために、図書館司書を中心に、学校図書館の環境整備を行うとともに、授業での学校図書館の活用、学校図書館司書の教室での授業参加等学校全体で読書力を育てる授業づくりに継続して取り組む。

(3) 英語教育の推進

① 令和6年度重点目標

ア 外国人英語指導助手派遣（幼稚園・保育所）
就学前（保育所5歳児・幼稚園）では、定期的に外国人英語指導助手（ALT）による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
イ 外国人英語指導助手派遣（小学校）・オンライン英会話
小中学校においては、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ち等を英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うよう努める。
ウ 英語教育の学習成果と課題の検証
授業アンケートや大阪府中学生チャレンジテスト等を活用し、児童・生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
エ ALTを通じた多文化理解
小学校では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

② 本年度の指示事項

ア 外国人英語指導助手派遣（幼稚園・保育所）
外国人講師の活用にあたっては、法令を遵守し、適正な活用に努めること。また、長期休業中等を活用して、研修等を行えるよう努めること。
イ 外国人英語指導助手派遣（小学校）・オンライン英会話
小学校では全学年にALTを配置し、体験を重視した英語活動を実施する。中学校では、外国人講師と双方向でのコミュニケーションの充実を図ることを目的に、1人1台端末を活用したオンライン英会話を複数回（中学校各学年：年間6回）実施し、生徒の実践的・即興的なやりとりする力を向上させるよう図ること。
ウ 英語教育の学習成果と課題の検証
授業アンケートでは意欲面を、大阪府中学生チャレンジテストの結果では学力面の成果と課題を収集し、授業改善等に資すること。
エ ALTを通じた多文化理解
小学校5・6年生においては、専科教員や加配教員を十分に活用し、児童の資質能力向上や教職員の負担軽減に努めつつ、ALTを効果的に運用して、児童の英語コミュニケーション能力の伸長を図ること。

③ 実施内容及び評価

ア 外国人英語指導助手派遣（幼稚園・保育所）	達成状況	○																								
外国人英語指導助手（ALT）を各幼稚園・保育所に派遣し、就学前においては、体験的・活動的な英語教育を、2週間～3週間当たり1回程度で年間10回、英語を用いたコミュニケーション活動を実施した。 【活動（外国人講師配置）状況】 <table border="1" data-bbox="229 537 1370 663"> <tr> <td colspan="2">配置人数</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>幼稚園（1園） 保育所（2所）</td><td>全所・園配置</td><td>10回/年</td></tr> </table>			配置人数		2人	幼稚園（1園） 保育所（2所）	全所・園配置	10回/年																		
配置人数		2人																								
幼稚園（1園） 保育所（2所）	全所・園配置	10回/年																								
イ 外国人英語指導助手派遣（小学校）・オンライン英会話	達成状況	○																								
小学校では、1・2年生で2週間～3週間に1回程度で年間10回、3～6年生では1週間～2週間に1回程度で年間20回ALTを配置し、英語活動を実施した。また、小学校英語専科加配教員を活用し、専門性を持った教員が授業を展開することで、小学校担任の負担軽減及び質の高い英語教育を実践した。 中学校では、1人1台端末を活用し、外国人講師と対面で1回25分のオンライン英会話を各学年年間6回実施し、英語を用いた即興的なコミュニケーション能力の向上や多文化理解教育を実践した。 【活動（外国人英語講師配置）状況】 <table border="1" data-bbox="229 1120 1370 1247"> <tr> <td colspan="2">配置人数</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>小学校（4校）</td><td>全校配置</td><td>1年生・2年生：10回/年 3年生～6年生：20回/年</td></tr> </table> 【活動（オンライン英会話）状況】 <table border="1" data-bbox="229 1323 1370 1442"> <tr> <td colspan="2">配置人数</td><td>生徒1人に対して1人</td></tr> <tr> <td>中学校（2校）</td><td>全校配置</td><td>1年生～3年生：6回/年</td></tr> </table> 【児童の意識（小学校3年生～6年生）】 肯定的回答（「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」）の割合（%） <table border="1" data-bbox="229 1559 1370 1868"> <tr> <th>質問事項</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> <tr> <td>(1) 外国語活動や英語の勉強は好きだ。</td><td>77.9</td><td>73.7</td></tr> <tr> <td>(2) 外国語活動や英語の授業中にわからないことがあったとき、先生や友達に尋ねてわかろうとしている。</td><td>85.5</td><td>83.9</td></tr> <tr> <td>(3) 外国語活動や英語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う。</td><td>92.9</td><td>92.8</td></tr> </table> ※ 英語教育アンケート（島本町）より			配置人数		2人	小学校（4校）	全校配置	1年生・2年生：10回/年 3年生～6年生：20回/年	配置人数		生徒1人に対して1人	中学校（2校）	全校配置	1年生～3年生：6回/年	質問事項	令和5年度	令和6年度	(1) 外国語活動や英語の勉強は好きだ。	77.9	73.7	(2) 外国語活動や英語の授業中にわからないことがあったとき、先生や友達に尋ねてわかろうとしている。	85.5	83.9	(3) 外国語活動や英語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う。	92.9	92.8
配置人数		2人																								
小学校（4校）	全校配置	1年生・2年生：10回/年 3年生～6年生：20回/年																								
配置人数		生徒1人に対して1人																								
中学校（2校）	全校配置	1年生～3年生：6回/年																								
質問事項	令和5年度	令和6年度																								
(1) 外国語活動や英語の勉強は好きだ。	77.9	73.7																								
(2) 外国語活動や英語の授業中にわからないことがあったとき、先生や友達に尋ねてわかろうとしている。	85.5	83.9																								
(3) 外国語活動や英語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う。	92.9	92.8																								

ウ 英語教育の学習成果と課題の検証		達成状況	△																		
小学校（４～６年生）では、授業アンケートを実施し、中学校では、全国学力・学習状況調査や大阪府中学生チャレンジテスト、普段の授業における取組等から、全生徒の英語力を測り、分析した。 英検３級相当以上の割合は、昨年度に比べ、１０．１％下回る結果となった。生徒の英語力の見取り方については、外部のアセスメントを中心に活用していたものから、英語科教職員によるものに移行した。今後も適切な見取り方について研究を続けていく必要がある。 【生徒（中学校３年生）の英語力の状況（％）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">級</td><td>３級以上</td><td>72.9</td><td>62.8</td></tr> <tr> <td>相当以上</td><td>50.0</td><td>52.4</td></tr> <tr> <td rowspan="2">島本町</td><td>３級以上</td><td>45.8</td><td>38.3</td></tr> <tr> <td>相当以上</td><td>27.9</td><td>27.8</td></tr> </tbody> </table> ※「英語教育実施状況調査」（文部科学省）より				年度		令和５年度	令和６年度	級	３級以上	72.9	62.8	相当以上	50.0	52.4	島本町	３級以上	45.8	38.3	相当以上	27.9	27.8
年度		令和５年度	令和６年度																		
級	３級以上	72.9	62.8																		
	相当以上	50.0	52.4																		
島本町	３級以上	45.8	38.3																		
	相当以上	27.9	27.8																		
エ A L T を通じた多文化理解		達成状況	○																		
小学校におけるA L T の活用については、各校の英語専科加配教員等が中心となり、外国語授業のみならず、学校行事等においても積極的な活用を行い、児童の多文化理解やコミュニケーション能力伸長の端緒を築くことができ、教職員の負担軽減を図りつつ高い学習効果を得ることができた。																					

④ 今後の課題

● 外国人英語指導助手派遣（小学校）・オンライン英会話

児童・生徒が英語を通じて自分の思いや考えを互いに伝え合い、尊重し合えるようになるため、学校生活全体の中で、A L T による教職員向け研修の実施、オールイングリッシュでの授業実践等、「聞くこと」「話すこと」の育成のため発話量が増える取組をさらに推進するとともに、外国人講師と児童生徒のやり取りをいかに授業改善に生かすか、研究していく必要がある。

また、中学校教員は、専門性をより発揮し、小中学校が連携した授業改善の取組において中心的な役割を担うことが求められる。

● 英語教育の学習成果と課題の検証

文部科学省C B T システム（M E X C B T）において、英語力のアセスメントが可能な問題の活用を推進するとともに、大阪府教育庁が作成した大阪版C A N－D O リスト等を活用し、児童・生徒の英語力を客観的な視点から把握する。

また、中学校においては、オンライン英会話実施後に生徒アンケートを行い、意欲面等の効果について検証する。

(4) 豊かな人間性の育成

① 令和6年度重点目標

ア 生徒指導

全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう努める。

イ 道徳教育

児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深めるとともに、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。

ウ 人権教育

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。その基盤となる力（全ての児童・生徒の自尊感情とともに、自己実現する力、物事を確かな根拠に基づいて、客観的・論理的に考える力、自他の人権を認め合うとともに、行動に移すことができる力）を育成する。

エ スクールソーシャルワーカー配置

いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチームによる取組を推進する。

オ いじめ防止等基本方針に基づいた取組

「島本町いじめ防止等基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。いじめの早期発見や対応の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。

カ 児童・生徒支援

不登校児童生徒又はそれに準ずる児童生徒に対し、家庭及び関係機関と連携しながら「きめの細かい指導・支援」のより一層の充実を図るとともに、個の状況に応じた多様な学びの場や居場所を提供できるよう努める。

キ 児童虐待防止

教職員一人一人が児童虐待やヤングケアラーを発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携を行う。ヤングケアラーについて、教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげる。

② 本年度の指示事項

ア 生徒指導

各学級担任が、全ての児童・生徒が安心して過ごすことができるような学級づくりを行うこと。そのために、各学級の状況に応じた発達支持的生徒指導を工夫すること。

イ 道徳教育

各校の道徳教育推進教師が中心となり、児童・生徒の成長段階に応じた系統的な道徳教育年間計画を作成するとともに、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて推進すること。

ウ 人権教育

全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。また、各校における人権教育年間計画に基づいた人権教育に取り組み、児童・生徒一人一人が人権及び人権問題に関する正しい理解と、その基盤となる力を育むことができるよう工夫すること。

エ スクールソーシャルワーカー配置

各校において校内生徒指導体制のさらなる充実を図るとともに、児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努め、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒に対して、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。

オ いじめ防止等基本方針に基づいた取組

いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。

カ 児童・生徒支援

不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町自立支援教室（教育支援センター）パコや民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。

キ 児童虐待防止

子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、欠席が目立ち始める等心身の状態に変化が見られる児童・生徒に対して、児童虐待及びヤングケアラーの可能性も視野に入れ、児童・生徒や家庭の支援ニーズを含めた現状把握に努めながら組織的・計画的な支援を行うこと。加えて、支援する際には、事前に教職員全体でヤングケアラーに関する意識を揃えておくこと。

③ 実施内容及び評価

ア 生徒指導	達成状況	○						
不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的自立を目指せるよう、校内支援ルームの活用をはじめ、実状に応じた適切な支援が行われるよう各校に対して指導を行った。 また、発達支持的生徒指導の一環として、児童・生徒の主体性を重視し、児童会や生徒会を中心に学校行事を展開することができた。								
イ 道德教育	達成状況	○						
各校の道德教育推進教諭が中心となって年間計画を作成し、「違いを理解し、自他を尊重すること」を重視した道德教育を実施した。また、島本町人権教育研究協議会や島本町教育研究会等と連携し、教職員の道德教育における実践力を向上させるための研修を実施した。								
ウ 人権教育	達成状況	○						
島本町人権教育研究協議会における「部落問題学習」「子どもの育ちと進路保障」「ともに学び、ともに育つ」「ジェンダー平等教育」の4つの専門部会の活動が3年目となり、昨年度から継続して様々な世代の教職員が、ともに考え、ともに実践を創造する取組の充実を図ることができた。								
エ スクールソーシャルワーカー配置	達成状況	○						
大阪府スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを講師に迎え、スクールソーシャルワーカー連絡会を開催した。ケース対応においては、各関係機関と連携し、情報共有を行うとともに、個別のケースについて検討会議を実施した。また、警察・福祉・教育・保健などの関係部局・機関が連携する要保護児童対策地域協議会にも参画し、児童虐待の通告があった場合には、ケース検討会議を開催し、適切な対応を行った。 【スクールソーシャルワーカーの活動】 <table><tr><td>会議名</td><td>実施回数</td></tr><tr><td>島本町教育センター連絡会</td><td>11回／年</td></tr><tr><td>島本町スクールソーシャルワーカー連絡会</td><td>3回／年</td></tr></table> ※ スクールソーシャルワーカー一人あたり月4回、各小中学校に派遣			会議名	実施回数	島本町教育センター連絡会	11回／年	島本町スクールソーシャルワーカー連絡会	3回／年
会議名	実施回数							
島本町教育センター連絡会	11回／年							
島本町スクールソーシャルワーカー連絡会	3回／年							

オ いじめ防止等基本方針に基づいた取組			達成状況	○																																					
定例校長会や生活指導連絡協議会等を通じて、いじめの積極的な認知を周知した結果、認知件数が大幅に増加した。各事案に対しては、一つ一つ丁寧に対応し、適切な対策につなげることができた。また、島本町いじめ等対策委員会を2回開催し、いじめ防止の有効な対策等を検討するとともに、町のいじめ・不登校（虐待）対策連絡会を3回開催し、いじめを予防する包括的な取組を共有した。 【小・中学校におけるいじめの認知件数(件)及び千人率(人)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">校種</th><th>年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">小学校</td><td rowspan="2">島本町</td><td>件数</td><td>72</td><td>151</td></tr> <tr> <td>千人率</td><td>37.1</td><td>77.9</td></tr> <tr> <td>大阪府</td><td>千人率</td><td>141.3</td><td>現在未発表</td></tr> <tr> <td>全国</td><td>千人率</td><td>97.4</td><td>現在未発表</td></tr> <tr> <td rowspan="4">中学校</td><td rowspan="2">島本町</td><td>件数</td><td>63</td><td>75</td></tr> <tr> <td>千人率</td><td>72.3</td><td>82.2</td></tr> <tr> <td>大阪府</td><td>千人率</td><td>52.6</td><td>現在未発表</td></tr> <tr> <td>全国</td><td>千人率</td><td>40.7</td><td>現在未発表</td></tr> </tbody> </table> ※ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より ※ 千人率：児童・生徒1,000人当たりの発生率 ※ 令和5年度「いじめ」の認知ケース（小学校72件、中学校63件については解消					校種		年度	令和5年度	令和6年度	小学校	島本町	件数	72	151	千人率	37.1	77.9	大阪府	千人率	141.3	現在未発表	全国	千人率	97.4	現在未発表	中学校	島本町	件数	63	75	千人率	72.3	82.2	大阪府	千人率	52.6	現在未発表	全国	千人率	40.7	現在未発表
校種		年度	令和5年度	令和6年度																																					
小学校	島本町	件数	72	151																																					
		千人率	37.1	77.9																																					
	大阪府	千人率	141.3	現在未発表																																					
	全国	千人率	97.4	現在未発表																																					
中学校	島本町	件数	63	75																																					
		千人率	72.3	82.2																																					
	大阪府	千人率	52.6	現在未発表																																					
	全国	千人率	40.7	現在未発表																																					
カ 児童・生徒支援			達成状況	○																																					
学期に一度の児童・生徒対象のアンケートを実施し、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒一人一人の心身の状況を把握するとともに、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、児童・生徒一人一人を教職員全体で支えていくための体制づくりに努めた。また、島本町教育支援センター自立支援教室パコや民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう各校に対して指導を行った。																																									
キ 児童虐待防止			達成状況	○																																					
普段の健康観察や学期に一度の生活アンケートに加え、発達を支援する生徒指導を通じて、虐待の可能性に十分注意を払い、早期発見と対応に努めるよう各校と情報共有を行った。また、関係課と密に連携し、学校や関係課から速やかに保護者へ連絡を行うことで、保護者による虐待の早期発見・対応につなげることができた。																																									

④ 今後の課題

● 人権教育

島本町人権教育研究協議会と連携し、小中学校の教職員全体で人権意識の向上と人権に関する知識理解を深めるための研修や、人権教育の指導力の向上に向けた研修を引き続き組織的・計画的に進める。

● スクールソーシャルワーカー配置

児童・生徒の安全確認やケア等の対応について、スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携した取組に加えて、島本町教育センターにおける相談業務の更なる充実を図る。

● いじめ防止等基本方針に基づいた取組

いじめを予防する包括的取組として、いじめ予防につながる授業等を、年間を通じて計画的に実施する。また、一人一人の教育的ニーズを把握し、支援や配慮を要する児童・生徒が安心して学べる環境づくりに努めるとともに、いじめの積極的な認知について、各学校に指導助言を継続する。

(5) 健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

① 令和6年度重点目標

ア 健康教育

健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。

イ 保幼小中における体力・指導力向上

小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを、小学校3・4年生においてICT活用による子どもの体力向上事業「めっちゃMORI MORI スポーツテスト」（小学校3・4年生スポーツテスト）を実施し、各校が作成したアクションプランに基づいた体力向上の取組を推進する。

ウ 体力向上

児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。

エ 家庭との連携

近年の猛暑等に起因する熱中症に対しては、小学校体育科及び中学校保健体育科を中心に、児童生徒に対する予防啓発に努めるとともに、教職員も暑さ指数を意識した教育活動を実施し、さらに家庭とも連携して熱中症事故の防止に努めること。

オ 食育の推進

食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画(学校における食育の推進・学校給食の充実)を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。

カ 食物アレルギー対応

学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。

キ ジェンダー平等・性の多様性理解

性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

② 本年度の指示事項

ア 健康教育

喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に1回以上開催すること。また、学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。

イ 保幼小中における体力・指導力向上

小学校3・4年生スポーツテストについては、1人1台端末を活用することで、児童一人一人に適合した体力向上あそびの例示等が可能なことを踏まえ、学校生活の様々な場面で実施可能なアクションプランを作成し、実践すること。

ウ 体力向上

小学校では、引き続きトップアスリートふれあい事業やオリンピック・パラリンピアン派遣事業等を活用し、児童の体育に係る意欲向上に努めること。中学校部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施すること。また、部活動の地域移行に関わる事項を主たる議題として、これに係る環境の整備を推進するため、部活動地域移行検討連絡会（仮）を検討すること。

エ 家庭との連携

「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が31℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導するとともに、保護者への周知に努めること。

オ 食育の推進

健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。

カ 食物アレルギー対応
食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的に確認し、対応できるようにすること。 対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。
キ ジェンダー平等・性の多様性理解
性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。

③ 実施内容及び評価

ア 健康教育	達成状況	○
各学校において、学校保健計画と食に関する指導の全体計画を策定し、教科横断的な視点から健康教育を推進した。継続して薬物乱用防止教室を実施するとともに、がん教育については、大阪府の外部講師派遣事業を活用し、第二中学校が実施した（第一中学校は令和5年度に実施済）。		
イ 保幼小中における体力・指導力向上	達成状況	○
幼稚園では、リズム運動、体操、サーキット運動、なわとび、竹馬、天狗下駄等の遊びを通した運動を日常的に取り入れ、年間を通して子どもたちの体づくりに努めた。保育所では、鉄棒、ブランコ等の遊具を活用して懸垂やぶらさがり、山登り等の所外活動を取り入れることで、体力とバランス感覚の向上を目指した。また、外部講師を招聘し、集団作りを兼ねた運動遊びも実施した。 小中学校では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や小学校3・4年生を対象としたICT活用による子どもの体力向上事業の体力調査について、児童・生徒に意義や目的を共有し、目標を立てて取り組んだ。さらに、小中連携の観点から研究授業等を実施し、指導力の向上に努めた。		
ウ 体力向上	達成状況	△
小学校では、体育の授業において、児童が積極的に活動する場面を多く確保するとともに、授業間の時間等も活用し、各学校で体力向上の取組を推進した。 中学校では、運動部活動の活性化を図るため、専門性や技術指導力を持つ地域人材を外部指導者として継続的に派遣した。第一中学校には4人、第二中学校には6人の外部指導者を派遣し、年間延べ500回の指導を実施した。 部活動の地域移行に向けて、教職員・生徒・保護者を対象にアンケートを実施し、現状の部活動に対する意識調査を行った。		

【体力調査結果（点）】

校種	令和 5 年度		令和 6 年度	
	男子	女子	男子	女子
小学校 5 年生				
島本町	52.5	52.6	52.5	52.6
全国平均	52.6	54.3	52.5	54.2
中学校 2 年生				
島本町	38.5	45.9	39.2	46.5
全国平均	41.3	47.2	41.9	47.4

※全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）より

エ 家庭との連携

達成状況

○

各学校において、「保健だより」や「給食だより」等の通信物を定期的に発行し、健康や心身の発達への関心・実践、生活習慣等の大切さについて、児童・生徒や保護者に啓発した。

また、熱中症事故防止についての通知を行い、熱中症予防の取組を継続して行った。

【全国学力・学習状況調査の児童質問及び生徒質問で肯定的回答の割合(%)】

質問事項	年度・校種	令和5年度		令和6年度	
		小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生
毎朝、朝食をとる	島本町	95.2	91.9	95.4	91.5
	大阪府	92.6	88.7	92.3	89.1
	全 国	93.9	91.2	93.7	91.2
毎日、同じくらいの時間に寝る	島本町	86.3	82.7	86.5	82.2
	大阪府	80.4	77.2	83.4	80.2
	全 国	81.0	78.0	82.9	80.7
毎日、同じくらいの時間に起きる	島本町	92.1	91.9	92.4	90.3
	大阪府	89.5	90.4	90.8	92.0
	全 国	90.5	91.3	91.6	92.5

オ 食育の推進

達成状況

○

町内に配置している栄養教諭を活用し、家庭科を中心として、様々な教科で食育授業を教科横断的に実施することができた。栄養教諭の勤務がない学校においても、栄養教諭を派遣して食育授業を実施した。

カ 食物アレルギー対応

達成状況

○

食物アレルギー対応については、教職員対象の研修を複数回実施し、食物アレルギーに対する理解を深めるとともに、事故発生時のシミュレーション訓練を行うことで、校内の即応体制を整備した。

キ ジェンダー平等・性の多様性理解	達成状況	○
社会科や保健体育科、道徳科の授業を中心に、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について学習を深め、違いを認め合う集団作りを推進した。		

④ 今後の課題

● 体力向上

児童が日頃から様々な運動の特性に触れることができるよう、運動遊びの更なる充実を図る必要がある。特に、ICT活用による子どもの体力向上事業で提供されたコンテンツに、体力向上に効果的な運動遊び例が動画で提供されていることを踏まえ、児童が各自の特性や課題に関連した運動遊びを自己選択・調整できるように指導していく必要がある。

● 食育の推進

食育の推進に関わって、共食（誰かと一緒に食事をする）や朝食の喫食習慣等によって具体的な効果を用いて、啓発していく必要がある。また、各教科と連携し、栄養教諭等が学級担任や教科担当者と協働した食育授業の実施について、カリキュラム・マネジメントの視点を持ちながらさらなる実践が必要である。

(6) 保幼小連携の推進

① 令和6年度重点目標

ア みづまるキッズプラン

就学前及び義務教育を通じて育てる島本の教育・保育で目指すべき子ども像の具現化を図るために、みづまるキッズプラン3か年計画を踏まえた取組を推進する。（学識経験者意見）

イ 幼児期のみづまるキッズカリキュラム

町立幼稚園・保育所においては、みづまるキッズプラン3か年計画において策定された「みづまるキッズカリキュラム」※に基づき、幼児の発達と思考を踏まえた取組の推進に努める。

※みづまるキッズカリキュラム

幼児期の興味・関心や気持ちを大切にしたい学びと育ちを小学校につなぐ「アプローチカリキュラム」と、幼児期の学びと育ちを、主体的に自己を表現する学びにつなぐ「スタートカリキュラム」をつなぎ合わせた、1つのカリキュラム

ウ 小学校低学年のみづまるキッズカリキュラム

小学校では、主に低学年において、みづまるキッズプラン3か年計画で策定された「みづまるキッズカリキュラム」に基づき、小学校低学年期の発達と思考を踏まえた取組の推進に努める。

② 本年度の指示事項

ア みづまるキッズプラン

全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」等）を中心に組織的な展開に努めること。

イ 幼児期のみづまるキッズカリキュラム

幼児期において、「みづまるキッズカリキュラム」に基づいた取組を充実させながら、遊びや生活を通して育まれた「感じたことを自分なりに表現する力」、「学ぶ力」、「人と関わる力」を育むとともに、小学校における「自己表現力」、「課題探究力」、「社会参画力」等の見えない学力の育成につなげること。

ウ 小学校低学年のみづまるキッズカリキュラム

小学校1・2年生においては、「みづまるキッズカリキュラム」の実施に当たり、主に生活科の授業時間を活用した「かがく遊び」※による実践事例を積み上げていくこと（ただし、生活科の授業時間がかがく遊びの活動に偏ることがないように配慮する）。

3年生以上においては、主に総合的な学習の授業時間を活用した実践について検討を進めること。

※「かがく遊び」の定義

「もの（物質）」や「こと（現象）」の性質や仕組みを感じ取り、子どもたちが自分自身で考えたり、他者に伝えたり、話し合ったりするスキルを学ぶ。

③ 実施内容及び評価

ア みづまるキッズプラン	達成状況	○
小中一貫教育推進協議会及び保幼小連携推進協議会において、小学校・幼稚園・保育所の教職員が交流を行うことにより、取組に対する当事者意識を高めるとともに、本町が目指す子ども像に関する共通理解を深め、課題解決に向けた連携体制を推進することができた。		
イ 幼児期のみづまるキッズカリキュラム	達成状況	○
町立幼稚園・保育所において、みづまるキッズカリキュラムに沿った取組として、自然物に触れたり季節感を感じる遊びを取り入れた。子どもたちは、それぞれ試行錯誤したり相談しながら、気付きや新しい遊びにつなげることができた。		
ウ 小学校低学年のみづまるキッズカリキュラム	達成状況	○
小学校低学年の生活科の授業を活用し、全ての小学校でみづまるキッズカリキュラムを実施した。また、みづまるキッズプランに基づき、小学校3年生から中学校までの総合的な学習の時間の取組について、保育士・幼稚園教諭・小中学校教諭が内容を検討する場を年間6回設けた。		

④ 今後の課題

● みづまるキッズプラン

引き続き、小中一貫教育推進協議会において、小学校3年生以降の具体的な取組内容について、総合的な学習の時間を中心に検討する必要がある。また、保幼小連携推進協議会との連携を強化し、小中学校の教職員が、保育所・幼稚園を参観する機会を設けることで、連携を深める取組を進める。

(7) 支援教育・保育の充実

① 令和6年度重点目標

ア 支援教育の充実
平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、保護者との合意形成を踏まえた合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。
イ とともに学び、ともに育つ
発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「とともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。
ウ 切れ目のない支援
島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携支援を推進することで、切れ目のない支援の充実を図る。
エ 通級による指導
通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。
オ 特別の教育課程の編成に基づいた自立活動
特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を取り入れる。
カ 教育相談体制
0歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

② 本年度の指示事項

ア 支援教育の充実
各校の校内支援委員会が中心となり、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図ること。 また、就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。

イ とともに学び、ともに育つ
障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを前提とした教育課程を編成するとともに、通常学級で学ぶ全ての子どもにとっての合理的配慮の充実を図ること。
ウ 切れ目のない支援
島本町支援教育研究協議会で連携・共有したことを、確実に共有し、各校における支援教育の充実に努めること。
エ 通級による指導
通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指すこと。
オ 特別の教育課程の編成に基づいた自立活動
児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。
カ 教育相談体制
0歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に学校、幼稚園、保育所、教育相談員、発達相談員、スクールソーシャルワーカー、府立支援学校及び子育て支援課等の各関係機関の連携を図ること。

③ 実施内容及び評価

ア 支援教育の充実	達成状況	○
各学校に配置された支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を組織し、支援学級担任・通常学級担任及び保護者と連携を図りながら、個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成した。当該児童・生徒の指導においては、「個別の指導計画」に基づき、自立活動の充実を図るとともに、校内委員会の中で定期的に確認・検証を行った。		
イ とともに学び、ともに育つ	達成状況	○
障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことを目指した教育課程を編成するとともに、通常学級における基礎的環境整備と合理的配慮（指示を口頭で行うだけでなく、視覚的にわかるようにする等）の充実に努めた。		
ウ 切れ目のない支援	達成状況	○
教職員全体で、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を深めるとともに、島本町支援教育研究協議会における研修等の活動を充実させ、切れ目のない支援を推進した。		

また、大阪府立支援学校のリーディングスタッフをはじめ、健康福祉部こども家庭課職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保育所・幼稚園・小中学校の教職員等で構成される島本町教育センター連絡会を年間12回開催し、各校園所の児童・生徒に関する情報を密に共有することで、支援が必要な園児・児童・生徒に対して、連続した切れ目のない支援を実施した。		
エ 通級による指導	達成状況	○
通級指導担当教員連絡会を定期的に開催し、通級による指導及び支援が効果的かつ適切に行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教員間の連携に努めた。		
オ 特別の教育課程の編成に基づいた自立活動	達成状況	○
支援学級に在籍する全ての児童・生徒が、障害による学習上及び生活上の困難を克服し、自立を図るための「自立活動」を確実に実施できる学校体制づくりを推進した。		
カ 教育相談体制	達成状況	○
縦の連携支援としては、就学前の保護者との就学相談において、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、早期から就学に関する丁寧な説明と適切な情報提供を行った。横の連携支援としては、教育センター連絡会を年間11回開催し、保健・福祉・医療・教育の関係機関による連携の推進を図るとともに、教育センターにおいて、専門相談員による教育相談を実施した。		
【教育センターにおける教育相談】		
相談件数（件）		相談者数（人）
353		343
(43)		(43)
※（ ）内は面談以外の電話等による相談数		

④ 今後の課題

● ともに学び、ともに育つ 地域における共生社会の実現を目指し、全ての児童・生徒、教職員及び保護者に対して、支援教育の理解と啓発を推進させ、インクルーシブ教育の取組を進めるとともに、全ての児童・生徒が安心して学べる学校づくり・集団づくりを推進していく。
● 通級による指導 通級指導教室と通常学級が連携することで、障害の有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局と連携しながら教育環境の整備に努める。 また、教職員間のチームワークづくりを強化し、支援体制の円滑化を図るとともに、一人一人の状況に応じた適切な配慮と支援を行い、より良い学習環境の実現に努める。
● 特別の教育課程の編成に基づいた自立活動 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫改善を進めるとともに、支援学級及び通級による指導に置ける自立活動の一層の充実を図る。

● 長井先生からの御意見

(1)小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

①ア 小中一貫教育

「小中学校の教員が目指す子ども像」や、「みづまるキッズカリキュラム」を資料として見えるようにしてはどうでしょうか。

ウ キャリア教育

「児童・生徒が社会参画する上で必須となる力」を具体的に記述されてはどうでしょうか。

③ウ キャリア教育

保護者の認識が小学校で80%という結果から△というご説明でしたが、ここについても「保護者の認識を〇〇%以上にする」などという数値目標を①②に書かれればよいと思います。

エ 進路指導

ここなども、「ミスがないように努めた」で閉められていますが、実際はどうだったのが実施結果及び評価として書かれる必要があると思います。

④● 進路指導

不登校生徒、支援学級在籍生徒、外国籍生徒などの現状を書いていただくと分かりやすいです。具体的な人数がいいのか、増加傾向化・減少傾向化などの情報がいいのかについては判断が必要だと思います。

(2)確かな学力の育成

①ア 学力向上

「具体的教育目標を設定し」とありますが、これを記述されて、その結果について記述考察されてはどうでしょうか。

③ウ 指導方法の工夫改善定数の活用

「独自の学力向上に係る取り組み」について、いくつかでも具体例を載せてはいかがでしょうか。

カ 読書活動の推進

②に「教育課程を3つの側面から見直す」とありますが、その実施内容はいかがでしたか。

(3)英語教育の推進

③ウ 英語教育の学習成果と課題の検証

なぜ△かの説明を記述されたら良いと思います。

(4)豊かな人間性の育成

①オ いじめ防止等基本方針に基づいた取組

説明時に数値を用いて説明されていたので、目標や③にも数値を記述されてはいかがでしょうか。

③ア 生徒指導

②に書かれている「発達指示的生徒指導」はどのように工夫されたのかを記述されてはいかがでしょうか。

キ 児童虐待防止

「虐待の早期発見・対応につなげることができた」とありますので、その内容についてより具体的に記述されてはいかがでしょうか。

(5)健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

①ウ 体力向上

全国体力・運動能力など調査の結果を踏まえて、目標を数値化されればいいと思います。なお、私のゼミで「体力向上ハンドブック」を作成しておりますので、可能であればご活用ください。

(6)保幼少連携の推進

③ウ 小学校低学年のみづまるキッズカリキュラム

「保育士・幼稚園教諭・小中学校教諭が内容を検討する場を年間6回設けた」と成果が数値で記述されていますので、このような内容を目標に入れられてはいかがでしょうか。

④● みづまるキッズプラン

「保育所・幼稚園への参観機会を設定」とありますが、この主語は誰でしょうか。

(7)支援教育・保育の充実

③ウ 切れ目のない支援

切れ目のない支援に力を入れておられると、説明で伺いました。この③をより具体的に充実して書かれることで、他の自治体への見本にもなるのではないのでしょうか。

● 中村先生からの御意見

全般

評価の根拠となる結果や実績を示したら良いのではないかと思います。全ての項目ではなく、特長的な結果や今後の課題の根拠となる結果があれば、さらに充実した点検・評価結果報告書となるのではないのでしょうか。

(2)確かな学力の育成

③ウ 指導方法の工夫改善定数の活用

少人数・習熟度別指導の「効果」は、それだけを取り出して測定・評価することがきわめて困難であるといわれています。つまり、習熟度別指導の効果は、それがどのような学校風土、教育活動上のコンテキストに位置づいているかに依存するということです。

今後もさらに、学力保障についての全校的な方針のもとで、子どもたちの基礎学力の底上げを組織的に図っていくことで、少人数・習熟度別指導をうまく機能させていっていただきたいと思います。

(3)英語教育の推進

③ウ 英語教育の学習成果と課題の検証

「全生徒の英語力を測り、分析した」とありますが、達成状況が△ということであればなおさらその結果および評価の根拠を記載した方がいいのではないかと思います。令和6年度は全国学力・学習状況調査で英語は実施されていないため、チャレンジテストの結果からになりますが、中学1年生から3年生全ての学年で大阪府平均を大きく上回っていることから英語教育の成果が出ていることがわかります。すべての領域で良好な結果が出ていますが、「聞くこと」の領域においてさらに充実した学習を実施していくことが、さらなる英語力の向上につながるのではないかと考え、今後の取り組みに期待します。

(5)健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

③ウ 体力向上

子どもは「あそび」から多くを学んでいきます。「あそび」とは自由な発想や創造性を持って行う活動で、楽しさを追求する行動のことを指します。小学校低学年における体育は、領域ごとに「〇〇遊び」「〇〇の運動遊び」とやはり遊びの要素が大切になってきます。児童の実態にあうように環境を工夫し、ルールを工夫し、道具を工夫しながら、それぞれの運動が有する楽しさを追求する体育授業であることを期待しています。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果からも、まずは体育のさらなる授業改善に取り組むことで、休み時間や放課後の子どもたちの自由な遊びの様子にも変化が出て、ひいては体力向上にもつながるのではないかと思います。

同時に、令和8年から改革実行期間とされている部活動の地域移行については、アンケート結果をもとに、数あるモデル事例を参考に早急に検討していく必要があると考えます。部活動を学校から地域へと展開することが、生徒・教師・保護者・地域住民にとって、豊かな生涯学習・生涯スポーツの場となることを期待します。

(7)支援教育・保育の充実

④エ 通級による指導

支援教育の充実には、管理職のリーダーシップを前提とした「校内の体制整備の充実」と「教師主体の取り組み」の両方が調和的に機能していなければなりません。とても大変なことだとは思いますが、研修はもちろんのこと、フォーマルな研修では身につけられない教師間のチームワークづくりを大切にしてインクルーシブ教育システムを構築していただきたいと思います。

2 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

(1) 地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

① 令和6年度重点目標

ア 学校園所経営方針の発信
校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。
イ 学校運営協議会・学校協議会
小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年3回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。また、学校運営協議会を第二中学校に設置し、より地域と協働した学校運営を実施する。
ウ 島本町立学校園支援ボランティアネット事業
地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援するボランティアとの連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。

② 本年度の指示事項

ア 学校園所経営方針の発信
社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。また、「みづまるキッズカリキュラム」の本格実施において、目的及び内容について、保護者へ広く丁寧な周知を行うこと。
イ 学校運営協議会・学校協議会
第二中学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進すること。
ウ 島本町立学校園支援ボランティアネット事業
学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、ボランティアと連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。

③ 実施内容及び評価

ア 学校園所経営方針の発信		達成状況	△
開かれた学校・幼稚園・保育所づくりを目指し、学校・幼稚園・保育所だよりやホームページを活用して、各学校・幼稚園・保育所の取組状況を広く伝えた。また、本町の地域に根ざした学校教育を展開するため、学校協議会での協議内容を基に、保護者及び地域の意見を自校の教育活動に反映させるよう努めた。			
小中学校においては、学校教育自己診断（１１月～１２月実施）を活用し、取組の検証を行った。保護者回答においては「わからない」の回答率が目立つ結果となった。			
【公開授業・保育における学校公開来校者数(人)】 ※地域公開あり			
年度 校種		令和5年度	令和6年度
小学校		1,979	2,339
中学校		639	578
幼稚園		50	35
【令和６年度学校教育自己診断における「ICTの活用について」回答状況】			
項目 校種	肯定的回答	否定的回答	わからない・無回答
小学校保護者	66.4	9.5	24.1
中学校保護者	77.3	5.5	17.1
【令和６年度学校教育自己診断における「いじめ防止・対応について」回答状況】			
項目 校種	肯定的回答	否定的回答	わからない・無回答
小学校保護者	65.4	7.7	26.8
中学校保護者	70.6	8.0	21.4
【令和６年度学校教育自己診断における「キャリア教育について」回答状況】			
項目 校種	肯定的回答	否定的回答	わからない・無回答
小学校保護者	59.5	12.1	28.4
中学校保護者	62.6	13.9	23.5
イ 学校運営協議会・学校協議会		達成状況	○
第二中学校において学校運営協議会を設置し、５名の委員を委嘱し、年間３回の協議会を実施した。また、その他の学校でも学校協議会を年間４、５回開催した。			
ウ 島本町立学校園支援ボランティアネット事業		達成状況	○
学校に必要な様々な教育活動を支援する地域人材や学生を、学習アドバイザーや図書ボランティア等として派遣し、放課後学習会やテスト前学習会、絵本の読み聞かせ等を行った。			

④ 今後の課題

● 学校園所経営方針の発信

保護者・地域から信頼される学校・幼稚園・保育所づくりの推進に向け、学習指導要領や働き方改革を踏まえた学校経営方針、教育目標等を、これまで以上に教職員や保護者に分かりやすく周知し、目標の共有化を更に進める。また、学校教育自己診断の結果や課題解決の方法、学校協議会での協議内容についても広く情報を公開し、引き続き工夫改善に努める必要がある。

学校教育自己診断の内容について、保護者の回答で「わからない」が多く見られたことから、当該質問内容の説明を学校だよりやホームページなどを活用して行う。

● 学校運営協議会・学校協議会

令和6年度の第二中学校における学校運営協議会について、校長と情報共有し、さらなる拡充について検討する必要がある。

(2) 安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

① 令和6年度重点目標

ア 学校安全
校長のリーダーシップの下、学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害発生時の対応ができるよう校内体制を整える。
イ 安全点検
子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。 さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」※についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。 ※ながら見守り 登下校に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるため気負わず、構えすぎず日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。
ウ 「こども１１０番の家」運動
地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども１１０番の家」運動の周知を図るとともに、安全教育の推進に努める。
エ 安全ボランティア
P T A・保護者会や教育センター、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。
オ 統合型校務支援システム
統合型校務支援システムを導入し、教員の業務の効率化を図り、そのことにより得た時間を活用して、児童・生徒及び保護者へのきめ細かな支援を行う。
カ 民間学童保育室
近年の学童保育利用ニーズに対応するため、民間による新たな学童保育室の開設を目指す。

② 本年度の指示事項

ア 学校安全
学校における実践的・実効的な安全教育を推進するとともに、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。また、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めるよう努めること。 全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。
イ 安全点検
学校における安全計画のもと、適切に安全点検を実施すること。また、校内の安全管理体制を見直すとともに、登下校時の児童生徒の安全のために、保護者や安全ボランティアと連携すること。
ウ 「こども１１０番の家」運動
関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども１１０番の家」運動を広報誌等で周知すること。また、発達段階に応じて、自ら自分の身を守る力を育成すること。
エ 安全ボランティア
地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。また、登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。 安全ボランティアの人材確保に当たり、学校だよりや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際に、防犯の視点を持って見守りを行い、合同点検等で把握した危険箇所について、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていくように努めること。
オ 統合型校務支援システム
統合型校務支援システム導入による教員、児童・生徒等への効果の把握に努めること。
カ 民間学童保育室
民間学童保育室を運営する事業者の選定に当たっては、今後の町における民間学童保育室の方向性を定めていくものになるため、調査・研究を十分に行い、事業者の募集・決定を行うこと。 また、事業者との円滑な事業実施のために密な連携を行い、町の他の公立学童保育室との連携等についても検討すること。

③ 実施内容及び評価

ア 学校安全	達成状況	○						
各学校・幼稚園に対し、年度当初に危機管理マニュアルの確認及び更新等を行うよう指導・助言を行うとともに、学校安全月間（６月）として、災害時の避難訓練、引渡し訓練、不審者対応訓練、ＡＥＤを活用した心配蘇生法訓練等を関係機関と連携して実施した。 また、各学校において関係機関と連携した防犯教室等を実施し、児童・生徒の安全確保や危機回避の意識向上に努めた。								
イ 安全点検	達成状況	○						
学校等では、消防設備や電気設備などの点検を行うとともに、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように努めた。 通学路の安全確保として、島本町全体の「子ども安全マップ」を作成し、各学校等に掲示することで、危険箇所や交通安全等について注意喚起を図った。また、学校・保護者・警察・町都市創造部等と連携し、引き続き通学路の安全点検について協議した。								
ウ 「こども１１０番の家」運動	達成状況	△						
「こども１１０番の家」運動推進会議を年３回実施し、各校のＰＴＡと連携し、地域の実情の把握に努めた。また、町ホームページや広報誌等を活用し、登録件数の増加に向けた普及啓発を行ったが、辞退者等により９件の減少となった。 【「こども１１０番の家」運動の登録者数（件）】 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr> <tr> <td>登録者数</td><td>310</td><td>301</td></tr> </table>			年度	令和５年度	令和６年度	登録者数	310	301
年度	令和５年度	令和６年度						
登録者数	310	301						
エ 安全ボランティア	達成状況	△						
児童・生徒の安全確保のため、町ホームページや広報誌等を活用し、安全ボランティアの募集を周知し、新規登録者の拡大を図った。また、安全ボランティアに対し、見守り活動時に着用するジャンパーやベストを適宜交換・貸与した。 さらに、より多くの地域住民の協力を得るため、「ながら見守り」の周知を推進した。これらの周知・啓発活動に努めたが、令和６年度には、４人が辞退され、登録者が減少する結果となった。 【安全ボランティアの登録者数（人）】 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr> <tr> <td>総人数</td><td>49</td><td>45</td></tr> </table>			年度	令和５年度	令和６年度	総人数	49	45
年度	令和５年度	令和６年度						
総人数	49	45						
オ 統合型校務支援システム	達成状況	○						
令和５年度に統合型校務支援システムを導入し、教員の業務効率が図れたことで、教員が児童・生徒へのきめ細かな支援ができるようになり、当該システムの導入前と比較して、児童・生徒の授業の充実度や学校への満足度が向上した。								

【児童・生徒および保護者の授業の充実度(%)】

校種 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校平均	79.5	83.0	89.3
中学校平均	80.0	84.0	93.5

【学校に行くのが楽しいと感じる子どもの割合(%)】

校種 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校平均	79.5	83.0	86.8
中学校平均	80.0	84.0	87.5

カ 民間学童保育室

達成状況

○

放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業運営事業者の募集を行い、2者から応募をいただき、令和7年3月26日に審査会を開催し、事業者の選定を行った。

④ 今後の課題

● 学校安全

児童・生徒に対する防災教育の推進に関して、子どもたちが「主体的に行動する態度」を育成するよう、訓練等を含めた充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所と地域・家庭が連携し、実効性のある訓練の実施を追求するとともに、起こり得る様々な災害や非常変災を想定した危機管理マニュアルや防災計画を定期的に見直す必要がある。

● 「こども110番の家」運動

町ホームページや広報誌、学校だより、町内の各組織の会議や事業所等において、募集のお知らせを掲載・配布し、引き続きボランティア登録者や「ながら見守り」の協力者の確保に努める。

また、より効果的な見守り活動の推進や組織的な取組が必要である。「こども110番の家」についても、町ホームページや広報誌、学校だより等を活用し、募集案内の掲載とともに、取組の目的を周知し、協力者の確保に努める。

● 安全ボランティア

安全ボランティアのさらなる人材確保に向けて、学校だよりを活用した募集活動や、各校との連携による周知活動を強化し、人材確保の検討を進める必要がある。

● 統合型校務支援システム

校務支援システムの導入により、児童・生徒の満足度は向上は図れたが、教員の時間外勤務の削減など、更なる業務効率の向上が必要。

● 民間学童保育室

今後は、令和7年12月1日の開設を目指し、事業者との円滑な事業実施のために密な連携を行い、町の他の公立学童保育室との連携等についても検討を行う。

(3) 教職員の資質向上とサービスの徹底

① 令和6年度重点目標

ア 教職員の資質向上

校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。

イ ICTの活用推進

社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力の向上を図る。

ウ 教職員の評価・育成

「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。

エ 教職員研修の共有

校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。

オ 教職員の不祥事防止

不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年間を通じて計画的に、服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。

また、教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口を設置するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。

カ 情報セキュリティポリシー

行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。

キ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。

ク リスクマネジメント
組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

② 本年度の指示事項

ア 教職員の資質向上
校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。
イ ICTの活用推進
社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ICT活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。
ウ 教職員の評価・育成
「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。
エ 教職員研修の共有
教職員が勤務時間中に校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、成果を還元すること。
オ 教職員の不祥事防止
大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」、「体罰防止マニュアル」及び本町作成の「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ、的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。
カ 情報セキュリティポリシー
学校で扱う情報の処理については、情報の漏洩が生じないよう、情報資産や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施すること。

キ ハラスメントの防止
パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関するアンケート等を実施するとともに、相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。 万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。
ク リスクマネジメント
学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。

③ 実施内容及び評価

ア 教職員の資質向上	達成状況	○															
初任者と転任者に対しては、オリエンテーションや着任式において、改めてサービスを認識させるための場を設けた。 また、教職員の資質向上や各校の課題改善に向けた校内研修は、年間を通じて計画的に実施した。																	
イ ICTの活用推進	達成状況	△															
GIGAスクール連絡会を定期的に開催し、各校の情報教育担当者を招集して、授業におけるタブレット端末活用の優れた事例を収集、共有することで、ICTの活用を推進できた。しかしながら、児童・生徒の活用状況については改善の余地があり、全国学力・学習状況調査のICTの活用に関する学校質問において、週3回以上活用していると回答した小学校の教職員の割合は75%にとどまった。 【配備されたICT機器の授業での活用状況（％）】 <table><tr><th>校種</th><th>回答</th><th>ほぼ毎日</th><th>週3回以上</th><th>週1回以上</th></tr><tr><td>小学校</td><td></td><td>25.0</td><td>50.0</td><td>25.0</td></tr><tr><td>中学校</td><td></td><td>50.0</td><td>50.0</td><td>0.0</td></tr></table> ※ 全国学力・学習状況調査 学校質問より			校種	回答	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	小学校		25.0	50.0	25.0	中学校		50.0	50.0	0.0
校種	回答	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上													
小学校		25.0	50.0	25.0													
中学校		50.0	50.0	0.0													
ウ 教職員の評価・育成	達成状況	○															
年度当初に校長が設定する学校経営方針を基に、教職員が各自で目標を設定し、自己申告書の提出や授業アンケートの実施、さらに校長による授業見学や面談等を円滑に実施することで、教職員の職務への意欲向上及び指導力向上を図った。																	

エ 教職員研修の共有	達成状況	○
校外における研修会等に参加した際には、学校長まで簡潔な報告文書により復命することとした。同時に、可能な限り職員会議等の場で報告し、研修内容が分かる資料を配布することで、研修の成果を全教職員で共有することに努めた。		
オ 教職員の不祥事防止	達成状況	○
教職員としての綱紀保持のため、校長会等を通じて各校に研修実施の指示を行い、各学校では、職員会議や校内研修等の中で不祥事予防について周知を徹底したことで、教職員が確かな自覚の下、行動できた。		
カ 情報セキュリティポリシー	達成状況	△
文書や個人情報の適切な管理・徹底には、組織全体での取組が必要であり、各学校では、情報管理に関する委員会を設置し、マニュアル等の確認を行いながら全職員への周知徹底を図り、情報の漏洩が生じないように努めた。しかしながら、各校から提出される情報セキュリティポリシーは、町教育委員会が示したものが反映されていないものが多く、再提出を求めた。		
キ ハラスメントの防止	達成状況	○
年度の早い段階で、各学校において児童・生徒を対象としたハラスメントに関するアンケートを実施し、現状の把握に努めた。また、ハラスメント防止に関する校内研修を実施した。		
ク リスクマネジメント	達成状況	○
校長が、職員会議等において、教職員に対して綱紀の保持について説明し、児童・生徒との関わりに関するリスクマネジメント（不適切な指導や各種ハラスメントの防止について、信用失墜行為の例示等）の理解を深めるよう努めた。 また、全校の危機管理マニュアルの改訂を指示し、危機管理マニュアルに基づいた訓練や点検を実施した。		

④ 今後の課題

● 教職員の資質向上

学校組織の中核を担うべき世代（４０歳代）の教員が少ない状況であるが、今後の教職員構成を考慮すると、３０歳代の教員に首席等の役割を明確に位置付け、次期管理職候補として育成することが急務である。若年層教員の中からミドルリーダーとなる人材を育成することを目的に、ＯＪＴを含めた指導力向上のための教職員研修や研究授業等の充実に、今後も継続して取り組む必要がある。

● ICTの活用推進

小中学校ともに、授業におけるタブレット端末の活用をより効果的にするため、現状の授業を振り返り、さらなる活用を進める必要がある。また、効果的な活用方法を共有・発信することで、活用の質を向上させることが求められる。

● 教職員の不祥事防止

不祥事等の問題事案が発生しないよう、教職員に対し、行政上、刑法上及び民法上の責任を日頃から再確認する機会を増やすことが重要である。また、効果的な研修方法の工夫や、不祥事予防チェックリストの活用等を促すことで、教職員一人一人の危機管理意識を更に徹底する必要がある。

● 情報セキュリティポリシー

個人情報の管理においては、セキュリティポリシーの遵守を徹底し、書類提出時には、複数人で確認する体制を整えることが重要である。

また、法改正に伴い、各校のセキュリティポリシーを本町が策定したセキュリティポリシーに基づいて改正し、全職員に周知徹底する必要がある。

(4) 快適な教育・保育環境の整備

① 令和6年度重点目標

ア	施設整備の充実
	学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
イ	需要に応じた適切な定員管理等
	児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。
ウ	学校事務職員の事務連絡会
	学校事務職員の事務連絡会に教育総務課職員が必要に応じて参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

② 本年度の指示事項

ア	施設整備の充実
	「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。
イ	需要に応じた適切な定員管理等
	待機児童が発生しないよう努めるとともに、施設の認可定員を超えて受入れを行う弾力運用の解消を図ること。
ウ	学校事務職員の事務連絡会
	各学校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。

③ 実施内容及び評価

ア 施設整備の充実	達成状況	○
建設後40年以上が経過している第二保育所において、島本町保育施設長寿命化計画策定時に特に著しい劣化との評価を受けた内部床材等について早急に改修工事を行い、児童の安全確保に努め、適切な施設運営を図ることができた。		

イ 需要に応じた適切な定員管理等	達成状況	△								
待機児童を可能な限り発生させないよう各事業者と協議を重ね、例年を上回る児童を受入を行ったが、想定を超える保育需要があったため、令和6年11月から待機児童が発生した。 J R 島本駅西地区に新たに建設された集合住宅内に開所予定であった地域子育て支援拠点について、高まる保育需要に対応し受け皿を確保するため、小規模保育事業所の開所に方針を転換し、今後の待機児童の減少及び解消を図る。 【待機児童数】 (人) <table><tr><td>年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>人数</td><td>0</td><td>0</td><td>28</td></tr></table> ※ 各年3月1日現在			年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	人数	0	0	28
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度							
人数	0	0	28							
ウ 学校事務職員の事務連絡会	達成状況	○								
学校事務職員と教育総務課職員が予算活用に関する情報を共有することにより、適正な学校予算の執行が図れた。										

④ 今後の課題

● 施設整備の充実

第二保育所については、多くの箇所で経年劣化が見られるため、引き続き島本町保育施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設営繕を行う必要がある。

● 需要に応じた適切な定員管理等

今後も大型集合住宅への入居が始まるなど、引き続き就学前児童人口の増加が見込まれる。更に高まる保育需要に対応するため、保育の質を担保しながら既存施設の受入枠の拡大や機能の拡充を検討する。

● 長井先生からの御意見

①地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

③ア 学校園所経営方針の発信

「分からない」が多かったとのことですが、分かりやすく周知するための具体策を④に「〇〇を充実させる、〇〇を活用する」などと記述されてはいかがでしょうか。

②安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

③エ 安全ボランティア

安全ボランティアの新規登録者の拡大状況についての記述が必要かと思います（4人が辞退され、増えていないと説明されたと思いますが）。そのことについての評価（考察）も書かれてはいかがでしょうか。

オ 統合型校務支援システム

表を掲載されていることで分かりやすいです。ただ、この結果についての評価（考察）が必要かと思います。

(3)教職員の資質向上とサービスの徹底

③イ ICTの活用推進

「ICTの活用を推進できた」とありますが△です。説明時には学校教育自己診断結果などから、数字を紹介されて生徒が使う場面が少ない旨の報告を聞いたと思いますが、そのようなことを記述されることで△の意味が分かります。

カ 情報セキュリティーポリシー

△の理由の記述をお願いします。

● 中村先生からの御意見

全般

(2) オ「統合型校務支援システム」以外の項目について、先述の通り評価の根拠となる結果や実績を示したら良いのではないかと思います。全ての項目ではなく、特長的な結果や今後の課題の根拠となる結果があれば、さらに充実した点検・評価結果報告書となるのではないのでしょうか。

(3)教職員の資質向上とサービスの徹底

③ア 教職員の資質向上

学校力の向上は、校長のリーダーシップのもと教職員集団のベクトルがそろっている学校であるといわれています。教職員個々のエネルギー量やその時点での力量は大小あるのが当然なので、リーダーシップ・チームワーク・同僚性を大切に教職員の資質向上に努めていっていただきたいと思います。

(4)快適な教育・保育環境の整備

③イ 需要に応じた適切な定員管理等

島本駅前の大型集合住宅の建設等により就学前児童人口の増加がますます見込まれる中ですが、待機児童解消といった受け皿部分の整備だけではなく、保育士等の配置基準について町独自の配置基準を定めており、1歳児および3～5歳児において国の基準よりも手厚いものとなっています。このことは保育の質向上はもとより保育士等の労働環境の向上にもつながる素晴らしいものと思います。保育環境であるハード面と保育内容であるソフト面が互いに機能しあうことが保育の質向上につながるので、今後もさらなる信頼される学校園づくりに取り組んでいただきたいと思います。

3 社会教育と生涯学習の推進

(1) 青少年健全育成の推進

① 令和6年度重点目標

ア 青少年人権教育

青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。

イ 青少年健全育成

青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。

ウ 青少年指導員関係

地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。

② 本年度の指示事項

ア 青少年人権教育

講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。

イ 青少年健全育成

事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、こどもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。

ウ 青少年指導員関係

関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。

③ 実施内容及び評価

ア 青少年人権教育		達成状況	○
参加者だけでなく、各講師等に対しても青少年向けの各種事業を人権文化センターで実施する意義や、豊かな体験が人権意識につながることを説明することにより、認識の共有を図り、人権意識の向上に努めた。 その結果、一定数の参加者や各講師等に対し、自学自習の習慣付けや親子の交流を深める機会を支援することができた。			
【青少年人権教育事業参加者数(人)】			
事業名		令和5年度	令和6年度
親子で勾玉づくり体験！（親子の交流）		130 (54 世帯) ※3 回開催	127 (55 世帯) ※3 回開催
親子で卒業☆入学お祝いイルミネーションづくり体験！（親子の交流）		28 (12 世帯)	6 (2 世帯)
昔のあそびを体験しよう ～人権講座とおもちゃ作り～		—	4 (2 世帯)
学習支援の場		延べ986	延べ891
毎週木曜日(学校の休業中は除く)		延べ674	延べ548
夏休み学習支援の場スペシャル☆		延べ312	延べ343
書道教室(文字の意味から人権を学ぶ)		延べ101	延べ96
手話教室(手話の習得と人権を学ぶ)		延べ63	延べ71
アート教室(豊かな感性を培う)		延べ75	延べ103
計		延べ1,383	延べ1,298
【人権教育推進事業等参加者数(人)】			
事業名		令和5年度	令和6年度
識字学級		延べ24	終了
【解放子ども会活動の参加者数(人)】			
事業名		令和5年度	令和6年度
解放子ども会活動		延べ11	終了

イ 青少年健全育成		達成状況	○
実施内容や方法を検討しながら、青少年健全育成大会を開催し、中学生以下を対象に、科学への興味関心を高めるため、おもしろ科学実験ショー・実験工作教室・簡単工作教室・実験体験コーナーを実施し、多くの青少年に学習と体験の機会を提供することができた。 また、令和6年度から小中高生川柳募集を実施し、147句の応募があった。			
【青少年健全育成事業参加者数(人)】			
事業名		年度	
青少年健全育成大会		令和5年度	令和6年度
		延べ584	延べ670
二十歳のつどい	対象者数	287	261
	参加者数	215	230
	参加率 (%)	74.9	88.1

ウ 青少年指導員関係		達成状況	○
町内の夜間パトロールを年2回実施したほか、「こども110番の家」運動への協力など、青少年が心身ともに健全に成長できる環境づくりに寄与した。 また、こどもとのかかわり方について、一般住民も参加可能な形で青少年指導員の研修会を実施した。			

④ 今後の課題

● 青少年人権教育

青少年人権教育の各種事業について、令和7年度から、一部を人権文化センターに移管しており、当課で行う事業の在り方を見直す必要がある。

● 青少年健全育成

青少年向けの事業について、多くのこどもが興味関心を持つ内容を模索する必要がある。

(2) 文化財保護の推進

① 令和6年度重点目標

ア 文化財保護
町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
イ 埋蔵文化財調査・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
ウ 埋蔵文化財活用
埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。
エ 歴史文化資料館展示
歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
オ 歴史文化資料館等活用
歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。
カ 史跡桜井駅跡史跡公園維持管理
史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。

② 本年度の指示事項

ア 文化財保護
新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
イ 埋蔵文化財調査・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。
ウ 埋蔵文化財活用
埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。

エ 歴史文化資料館展示
文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
オ 歴史文化資料館等活用
歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。
カ 史跡桜井駅跡史跡公園維持管理
史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。

③ 実施内容及び評価

ア 文化財保護	達成状況	○																								
文化財の滅失、散逸の防止及び利活用に向けて町指定文化財等候補リストの一つである「広瀬公民館文書」の目録を作成するための調査を進めたほか、水無瀬家に伝わる近世・近代文書及び和歌資料の調査を実施し、内容の把握に努めた。 また、住民から寄贈を受けた郷土の歴史に係る民俗資料及び古文書等の分類・整理を進め、寄贈された資料を中心とした企画展「寄贈品展 ～受け継がれる歴史とモノ～」を実施し、文化財の保護と利活用に努めた。 【町指定文化財の一覧表】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号数</th><th>名称</th><th>指定年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 号</td><td>「水無瀬駒 関連資料」</td><td>平成21年 4月14日</td></tr> <tr> <td>第 2 号</td><td>「神像（伝 聖徳太子七歳像）」</td><td>平成22年 4月 5日</td></tr> <tr> <td>第 3 号</td><td>「宝城庵 薬師如来立像」</td><td>平成23年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>第 4 号</td><td>「勝幡寺 薬師如来立像」</td><td>平成24年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>第 5 号</td><td>「勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式」</td><td>平成26年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>第 6 号</td><td>「須恵器 大甕」</td><td>平成27年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>第 7 号</td><td>「若山神社 絵馬」</td><td>平成30年 1月15日</td></tr> </tbody> </table>			号数	名称	指定年月日	第 1 号	「水無瀬駒 関連資料」	平成21年 4月14日	第 2 号	「神像（伝 聖徳太子七歳像）」	平成22年 4月 5日	第 3 号	「宝城庵 薬師如来立像」	平成23年 4月 1日	第 4 号	「勝幡寺 薬師如来立像」	平成24年 4月 1日	第 5 号	「勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式」	平成26年 4月 1日	第 6 号	「須恵器 大甕」	平成27年 4月 1日	第 7 号	「若山神社 絵馬」	平成30年 1月15日
号数	名称	指定年月日																								
第 1 号	「水無瀬駒 関連資料」	平成21年 4月14日																								
第 2 号	「神像（伝 聖徳太子七歳像）」	平成22年 4月 5日																								
第 3 号	「宝城庵 薬師如来立像」	平成23年 4月 1日																								
第 4 号	「勝幡寺 薬師如来立像」	平成24年 4月 1日																								
第 5 号	「勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式」	平成26年 4月 1日																								
第 6 号	「須恵器 大甕」	平成27年 4月 1日																								
第 7 号	「若山神社 絵馬」	平成30年 1月15日																								

イ 埋蔵文化財調査・保存		達成状況	○
埋蔵文化財包蔵地内において94件の届出を受け、広瀬遺跡で3件、水無瀬離宮跡で1件、水無瀬荘跡で1件の計5件の埋蔵文化財発掘調査、広瀬遺跡で9件、水無瀬離宮跡で1件の確認調査を実施した。また、埋蔵文化財包蔵地外で115件の届出を受け、高浜地区で2件、百山地区で2件、桜井地区で2件、青葉地区で1件の試掘調査を実施し、島本の歴史の解明に努めるとともに、遺跡の記録保存を行った。例年と比べ、発掘調査、確認調査及び試掘調査の件数が増大したが、各調査を適切に実施し、埋蔵文化財の記録保存を行った。これらのほか、公益財団法人大阪府文化財センターにより広瀬南遺跡の確認調査1件が実施された。			
【土木工事等に伴う埋蔵文化財の届出受領件数(件)】			
遺跡名		令和5年度	令和6年度
包蔵地内	水無瀬離宮跡	8	5
	源吾山遺跡	0	0
	水無瀬荘跡	7	2
	桜井遺跡	1	5
	桜井御所跡	1	5
	広瀬遺跡	61	58
	山崎西遺跡	1	1
	山崎東遺跡	1	0
	西国街道	5	3
	桜井駅跡	0	1
	御所ノ平遺跡	0	0
	越谷遺跡	19	12
	神内古墳群	0	0
	鈴谷瓦窯跡	0	0
	御所池瓦窯跡	2	0
	広瀬南遺跡	0	1
	青葉遺跡A地点	0	0
	青葉遺跡B地点	0	0
	広瀬溝田遺跡	0	0
	鈴谷遺跡	0	0
	西浦門前遺跡	0	0
	尾山遺跡	55	1
	五反田遺跡	0	0
	青葉南遺跡	0	0
小計		161	94
包蔵地外		82	115
合 計		243	209

ウ	埋蔵文化財活用	達成状況	○																																							
令和5年度に、桜井せせらぎ公園内に完成した尾山遺跡泉跡再現遺構を周知するため、企画展「尾山遺跡泉跡再現遺構完成」を歴史文化資料館で開催した。また、その企画展に伴い、桜井せせらぎ公園において現地報告会、歴史文化資料館においてギャラリートークを開催するなど新たなイベントの開催を試みた。また、町内発掘調査成果展の開催、文化財調査報告書の発刊及び奈良文化財研究所のホームページへの掲載を行い、本町の埋蔵文化財の周知・啓発に努めた。そして、ホームページ内で埋蔵文化財以外の文化財を含めたコラムの連載などを行い、情報発信についても新たな方法を模索した。																																										
エ	歴史文化資料館展示	達成状況	○																																							
全9回の企画展を開催するとともに、これらの企画展に伴い各種イベントを開催した。企画展「信仰と人々の暮らしー禹王伝承ー」の際には講演会1回、ギャラリートーク4回、企画展「尾山遺跡泉跡再現遺構完成」の際にはギャラリートーク4回、企画展「近世の高浜村一渡しと西田家ー」の際には講演会2回、ギャラリートーク2回、企画展「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」の際には事業紹介1回、企画展「水無瀬駒 関連資料実物展示」の際にはワークショップ1回、企画展「むかしの道具展～縫う・裁つ・紡ぐ～」の際には体験学習3回を開催するなど、企画展及び各種イベントの開催回数を増加させ、郷土学習の機会を提供した。																																										
【歴史文化資料館入館者数(人)】																																										
<table><tr><th>行事名</th><th>年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>展示</td><td></td><td>17,451</td><td>13,549</td></tr><tr><td>講演会</td><td></td><td>74</td><td>52</td></tr><tr><td>小学生民具体験講座</td><td></td><td>306</td><td>263</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>17,831</td><td>13,864</td></tr></table>				行事名	年度	令和5年度	令和6年度	展示		17,451	13,549	講演会		74	52	小学生民具体験講座		306	263	合 計		17,831	13,864																			
行事名	年度	令和5年度	令和6年度																																							
展示		17,451	13,549																																							
講演会		74	52																																							
小学生民具体験講座		306	263																																							
合 計		17,831	13,864																																							
【歴史文化資料館企画展の内容と入館者数】																																										
<table><tr><th>企画展名</th><th>開催日数（日）</th><th>延べ入館者数（人）</th></tr><tr><td>「寄贈品展～受け継がれる歴史とモノ～」</td><td>33</td><td>1,986</td></tr><tr><td>「信仰と人々の暮らしー禹王伝承ー」</td><td>61</td><td>2,339</td></tr><tr><td>「尾山遺跡泉跡再現遺構完成」</td><td>188</td><td>6,943</td></tr><tr><td>「令和6年度 町内発掘調査成果展」</td><td>47</td><td>1,087</td></tr><tr><td>「広瀬遺跡出土『宮』銘墨書土器」</td><td>62</td><td>3,140</td></tr><tr><td>「近世の高浜村ー渡しと西田家ー」</td><td>53</td><td>4,288</td></tr><tr><td>「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」 (第1期)</td><td>15</td><td>820</td></tr><tr><td>「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」 (第2期)</td><td>17</td><td>723</td></tr><tr><td>「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」 (第3期)</td><td>20</td><td>1,541</td></tr><tr><td>「水無瀬駒 関連資料実物展示」</td><td>2</td><td>115</td></tr><tr><td>「むかしの道具展～縫う・裁つ・紡ぐ～」</td><td>46</td><td>1,466</td></tr><tr><td>合 計</td><td>544</td><td>24,448</td></tr></table>				企画展名	開催日数（日）	延べ入館者数（人）	「寄贈品展～受け継がれる歴史とモノ～」	33	1,986	「信仰と人々の暮らしー禹王伝承ー」	61	2,339	「尾山遺跡泉跡再現遺構完成」	188	6,943	「令和6年度 町内発掘調査成果展」	47	1,087	「広瀬遺跡出土『宮』銘墨書土器」	62	3,140	「近世の高浜村ー渡しと西田家ー」	53	4,288	「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」 (第1期)	15	820	「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」 (第2期)	17	723	「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」 (第3期)	20	1,541	「水無瀬駒 関連資料実物展示」	2	115	「むかしの道具展～縫う・裁つ・紡ぐ～」	46	1,466	合 計	544	24,448
企画展名	開催日数（日）	延べ入館者数（人）																																								
「寄贈品展～受け継がれる歴史とモノ～」	33	1,986																																								
「信仰と人々の暮らしー禹王伝承ー」	61	2,339																																								
「尾山遺跡泉跡再現遺構完成」	188	6,943																																								
「令和6年度 町内発掘調査成果展」	47	1,087																																								
「広瀬遺跡出土『宮』銘墨書土器」	62	3,140																																								
「近世の高浜村ー渡しと西田家ー」	53	4,288																																								
「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」 (第1期)	15	820																																								
「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」 (第2期)	17	723																																								
「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」 (第3期)	20	1,541																																								
「水無瀬駒 関連資料実物展示」	2	115																																								
「むかしの道具展～縫う・裁つ・紡ぐ～」	46	1,466																																								
合 計	544	24,448																																								

オ 歴史文化資料館等活用	達成状況	○
歴史・文化の情報発信基地として交流・活動する場とするため、歴史文化資料館の展示や運営に支障のない範囲で、展示室や正面広場等を住民に提供し、33団体6,353人が使用した。 また、今後も適切に活用することができるよう、歴史文化資料館の建物の耐震診断を行った結果、耐震補強する必要があることが明らかとなったため、補強計画案を作成した。		
カ 史跡桜井駅跡史跡公園維持管理	達成状況	○
史跡桜井駅跡史跡公園内の石碑や文化財看板などの状態を点検するなど、史跡公園内にある石碑等の文化財について適切な維持管理・保存に努めた。なお、現状変更の手続は、令和6年度は樹木伐採1件の許可申請が行われたため、軽微な現状変更として適切に手続を行い、許可を行った。		

④ 今後の課題

● 文化財保護

町内の考古・美術工芸品・古文書・民俗資料等の悉皆調査を進めるとともに、世代交代等により伝統的な建造物の取壊し等が行われていることから、これらが滅失する前に、適切に記録保存を実施する必要がある。

● 歴史文化資料館等活用

現在、策定が進められている「島本町立歴史文化資料館等利活用基本計画」の内容を踏まえ、歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡を有効活用しつつも、文化財として適切に保存できる方法を模索する必要がある。

(3) 生涯学習活動の推進

① 令和6年度重点目標

ア 文化教室実施

各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、住民ニーズを把握し、生涯学習活動の充実を図る。

イ 生涯学習団体支援

町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。

ウ 団体の自立支援

学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

② 本年度の指示事項

ア 文化教室実施

各種教室等において、回数や学習内容について住民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。

イ 生涯学習団体支援

生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成や町ホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。

ウ 団体の自立支援

生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明を行い、また、町内在住講師の起用など、町内の人材育成に積極的に取り組むこと。

③ 実施内容及び評価

ア 文化教室実施		達成状況	○	
開催日や内容を工夫し、より多くの住民が参加しやすい生涯学習機会の拡充に努めた。				
【講座教室延べ参加者数(人)】				
場所・年度		場所	令和5年度	令和6年度
事業名				
民謡教室		ふれあいセンター	255	—
たのしい絵画教室			137	58
ガラスアート体験教室			9	—
浴衣着付け体験教室			10	5
扇子の絵付け体験教室（令和5年度新規）			4	—
古文書講座			61	—
バルーンアートであそぼう！			13	12
おすすめの本を紹介しよう！			2	—
けん玉教室（令和6年度新規）			—	12
ボランティアとよむはじめての古文書体験教室（令和6年度新規）			—	34
おもしろ美術講座（令和6年度新規）			—	45
少年少女和太鼓教室			第三小学校	476
和太鼓教室(青年の部)		生涯学習課	146	149
和太鼓教室(一般の部)		活動室	433	403
計			1,546	993
※ 申込者数の少ない講座について開催を中止した。				
【文化祭参加者数(人)】（主催：島本町文化祭事業実行委員会）				
場所・年度		場所		
事業名				
島本町文化祭		ふれあいセンター、史跡桜井駅跡史跡公園		
※ 令和5年度は作品展示及び舞台発表を開催した。				
※ 令和6年度は作品展示、舞台発表及び屋外発表を開催した。				
イ 生涯学習団体支援		達成状況	○	
生涯学習関係団体の紹介冊子を公共施設に設置及び町ホームページ上に公開し、生涯学習に関心のある住民に対する情報発信に努めた。				
ウ 団体の自立支援		達成状況	○	
自立を希望する団体に対して、社会教育関係団体への加入や生涯学習関係団体の登録についての説明を行えるようにするなど、支援体制の維持に努めた。				

④ 今後の課題

● 文化教室実施

多くの住民に対し生涯学習活動機会を提供するとともに、長期継続してきた教室は、より自発的に生涯学習活動を行っていけるよう団体化を促す等、引き続き文化教室の内容刷新に努める必要がある。

● 生涯学習団体支援

更に多くの住民が生涯学習活動へ参加するため、町ホームページ上に公開している生涯学習関係団体の情報を工夫し、情報提供機会の拡充に努めていく必要がある。

(4) 図書館サービスの推進

① 令和6年度重点目標

ア 図書館の広報の充実
様々な方に来館いただけるよう町ホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
イ 図書館の魅力・利便性の向上
利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
ウ 図書館の広域利用
北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
エ 駅前ブックポスの設置
阪急水無瀬駅前及びＪＲ島本駅前に、町立図書館貸出資料返却用ブックポスを設置する。
オ 不用図書の活用
除籍図書などの有効活用について引き続き検討する。

② 本年度の指示事項

ア 図書館の広報の充実
町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
イ 図書館の魅力・利便性の向上
毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実に努めること。
ウ 図書館の広域利用
図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
エ 駅前ブックポスの設置
町立図書館利用者の利便性の向上を図るため、阪急水無瀬駅前及びＪＲ島本駅前に貸出資料返却用ブックポスを設置すること。

オ 不用図書の活用

寄贈図書及び除籍図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。

③ 実施内容及び評価

ア 図書館の広報の充実

達成状況

○

イベントや企画内容を工夫するとともに、町ホームページや広報誌、事業によっては町のLINEやフェイスブックで周知を図り、子どもから大人まで、図書館に来館するきっかけを作ることができた。また、広報誌で新刊の一部を「おすすめの本」として紹介した。

イ 図書館の魅力・利便性の向上

達成状況

○

週1回の選書会議において、利用者に長く借りていただけることを目的として購入図書を選定した。一方で、受入からおおむね5年以上が経過し、貸出割合が低減している図書については、社会情勢などを踏まえて除籍を行い、新陳代謝を図った。

利用者の興味を引き、手に取ってもらえるよう、毎月、一般書において2か所、児童書において1か所の特集コーナーを設けて展示した。「令和5年度 島本町教育委員会の点検・評価結果報告書」における学識経験者のご意見も踏まえ、令和7年2月には「母語から多様性を考える 2月21日は国際母語デー」と題し、多言語や多文化に関する図書の特集展示を行った。

人権文化センターが実施した「読みメン養成講座」（男性を対象とした読み聞かせの講座）において参加者に読み聞かせを継続的にやっていただくなど、町内での連携により読み手の裾野が広がった。

新たな取組として、点字付き絵本やLLブック（知的障害のある方、外国にルーツのある方などをはじめ誰もが読書を楽しめるために工夫して作られた本）などのバリアフリーに配慮した資料を集めた「りんごの棚」を常設設置した。

引き続き、町のブックスタート事業である「島本町出合いの絵本事業」に協力した。

【蔵書数(点)】

年度		令和5年度	令和6年度
蔵書累計		109,954	110,744
受入数	購入数	4,552	4,548
	寄贈数	484	314
	計	5,036	4,862

※ 蔵書能力(約10万点)等の制約があるが、適切で新鮮な資料の収集と提供に努めている。

【入館者及び貸出点数】

年度	令和5年度	令和6年度
入館者数(人)	116,887	117,288
貸出点数(点)	316,813	309,117
貸出点数／入館者(点)	2.7	2.6
貸出点数／人口(点)	10.0	9.6
人口(4月1日)	31,670	32,297

※ 入館者1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度の入館者数

※ 人口1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度末の翌日(4月1日)人口

【登録者数】

年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	12,276	12,100
うち15歳以下(人)	2,267	2,212
貸出点数／登録者(点)	25.8	25.5
登録者／人口(%)	38.8	37.5
人口(4月1日)	31,670	32,297

※ 登録者1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度末の登録者数

※ 人口に占める登録者の割合＝各年度末の登録者数／各年度末の翌日(4月1日)人口

【予約受付数】

年度	令和5年度	令和6年度
件数(件)	36,236	35,821
予約点数／登録者(点)	3.0	3.0

※ 登録者1人当たり予約点数＝各年度の予約受付件数／各年度末の登録者数

【幼児・児童向け事業延べ参加者数(人)】

年度	令和5年度	令和6年度
おはなしかい	688	841
わくわくかみしばい	96	172
おはなしかいスペシャル(はる)	41	32
読書オリンピック	－	125
ライブラリーフォトスタジオ(令和6年度新規)	－	44
おはなしかいスペシャル(あき)	52	36
むかしばなしクイズ(令和6年度新規)	－	115
ぬいぐるみのおとまり会	－	10
クリスマスのおはなし会	66	59

【成人向け事業延べ参加者数(人)】

年度	令和5年度	令和6年度
なのはなのおはなし会	6	17

【小学校及び各種団体への貸出状況】

年度	令和5年度	令和6年度
団体貸出数(点)	4,373	3,063
団体数(団体)	161	162

ウ 図書館の広域利用

達成状況

○

従前に引き続き、北摂7市3町（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町、島本町）の公立図書館の広域利用について、円滑な推進を図った。

【北摂地区広域利用 利用状況】

	島本町が他市町利用者へ貸し出したもの				島本町利用者が他市町から借り受けたもの			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	人	冊	人	冊	人	冊	人	冊
高 槻 市	2,362	9,014	2,300	9,169	1,137	3,375	1,252	3,350
茨 木 市	20	77	19	62	170	566	292	1,001
摂 津 市	4	7	1	3	30	126	92	225
吹 田 市	11	51	11	52	35	146	23	83
豊 中 市	3	3	5	11	2	5	24	50
池 田 市	0	0	1	3	1	1	0	0
箕 面 市	0	0	0	0	0	0	0	0
能 勢 町	0	0	0	0	0	0	0	0
豊 能 町	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,400	9,152	2,337	9,300	1,375	4,219	1,683	4,709

エ 駅前ブックポストの設置

達成状況

○

令和6年10月1日から、阪急水無瀬駅及びJR島本駅に図書返却用のブックポストを設置した。半年間で、水無瀬駅は10,216冊、島本駅は7,094冊の返却があった。

オ 不用図書の活用

達成状況

○

前年度に実施した寄贈を受けた資料のうち不用となった図書の売却を行い、歳入の確保に努めた。また、8月には図書館や歴史文化資料館、人権文化センター、町立体育館において、各施設入口付近に「リサイクルブックコーナー」を設け、図書館で使用しなくなった図書等を来館者が自由に持ち帰られるよう、図書のリサイクルに努めた。

④ 今後の課題

● 図書館の広報の充実

来館者は総じて減少傾向にあり、より多くの方に図書館に来館いただけるよう、イベントや展示、蔵書を充実させるとともに、町ホームページやSNS等による発信の充実に取り組んでいく。

● 図書館の魅力・利便性の向上

視覚障害者、また学習障害や発達障害、知的障害等視覚による表現の認識に障害のある人等が点字図書やデージーデータ（CDなどの録音図書など）を利用可能にするといった読書バリアフリーの取組を進めるとともに、他自治体で実施している障害者等へのサービスについての検討が必要である。また、日本語を母語としない住民に向けて、児童書をはじめ多言語資料の充実を図るとともに、庁内の関係部署と連携し、取組内容を検討する。

また、子どもへの読み聞かせ「おはなし会」をボランティアの協力を得て実施し好評を得ているが、ボランティア団体の一部では高齢化が進んでいる。「おはなし会」の取組が長期継続できるよう、読み聞かせボランティアを養成する必要がある。

(5) スポーツ活動の推進

① 令和6年度重点目標

ア ニュースポーツの普及促進
ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
イ 新体育館等整備検討
町立体育館について、水無瀬川緑地公園敷地内への移転整備を進める。
ウ スポーツ施設等の管理運営
利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
エ 生涯スポーツの普及啓発
定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
オ 生きがい対策の整備
誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

② 本年度の指示事項

ア ニュースポーツの普及促進
ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
イ 新体育館等整備検討
町立体育館の整備にあたっては、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートも含めた基本計画を策定すること。
ウ スポーツ施設等の管理運営
町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、物品の状況把握や計画的な修繕及び更新に努めること。
エ 生涯スポーツの普及啓発
参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。

オ 生きがい対策の整備

子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

③ 実施内容及び評価

ア ニュースポーツの普及促進

達成状況

○

定期的にニュースポーツ体験教室を開催するとともに、小学校のPTA行事にも積極的に協力し、町内でのニュースポーツの普及に努めた。

【ニュースポーツ体験教室】

	開催回数	参加人数
ニュースポーツ体験教室	8回	105人

イ 新体育館等整備検討

達成状況

○

新体育館等のめざすべき方向性、具体的な施設整備方針や事業を推進するうえで必要となる各種事項について検討し、新体育館等整備に関する基本的な要件を示すものとして、令和7年3月に「島本町新体育館等整備基本計画」を策定した。

ウ スポーツ施設等の管理運営

達成状況

○

利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努めた。

エ 生涯スポーツの普及・啓発

達成状況

○

定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。

【生涯スポーツ振興事業参加者数(人)】 (主催:町民スポーツ実行委員会)

年度	令和5年度	令和6年度
町民スポーツ祭	2,280	3,220

【スポーツ教室延べ参加者数(人)】

事業名	令和5年度	令和6年度
ダブルダッチ	1,032	1,022
ソフトバレーボール	279	297
バドミントン	307	299
ヨガ	438	394
ジュニアテニス	635	581
体幹&ストレッチ	363	379
運動あそび	99	80
計	3,153	3,052

【総合型地域スポーツクラブ しまもとバンブークラブ会員数・教室数】

年度	令和5年度	令和6年度
会員数（人）	305	242
種目数（個）	21	20
教室数（個）	26	25

【町立体育館利用者数】

施設名	年度	令和5年度	令和6年度
第1体育室	件数（件）	1,197	1,198
	人数（人）	19,835	19,535
第2体育室	件数（件）	990	1,043
	人数（人）	12,599	12,526
第3体育室	件数（件）	971	1,007
	人数（人）	11,154	11,171
トレーニングルーム	件数（件）	19,384	21,672
	人数（人）	19,384	21,672
研修室	件数（件）	89	87
	人数（人）	824	809
計	件数（件）	22,631	25,007
	人数（人）	63,796	65,713

【学校教育施設利用者数】

○体育館

施設名	年度	令和5年度	令和6年度
第一小学校	件数（件）	384	142
	人数（人）	7,624	2,806
第二小学校	件数（件）	293	98
	人数（人）	6,513	2,139
第三小学校	件数（件）	481	501
	人数（人）	9,541	9,541
第四小学校	件数（件）	787	752
	人数（人）	14,863	13,974
第一中学校	件数（件）	566	579
	人数（人）	12,797	11,808
第二中学校	件数（件）	435	496
	人数（人）	6,740	10,678
計	件数（件）	2,946	2,568
	人数（人）	58,078	50,946

○グラウンド

施設名	年度	令和5年度	令和6年度
第一小学校	件数（件）	13	8
	人数（人）	492	280
第二小学校	件数（件）	103	107
	人数（人）	4,365	4,063
第三小学校	件数（件）	90	102
	人数（人）	4,118	3,605
第四小学校	件数（件）	120	116
	人数（人）	5,351	4,757
第一中学校	件数（件）	60	77
	人数（人）	4,081	5,713
第二中学校	件数（件）	74	77
	人数（人）	2,818	2,485
計	件数（件）	460	487
	人数（人）	21,225	20,903

【テニスコート利用者数】

施設名	年度	令和5年度	令和6年度
東大寺公園 テニスコート	件数（件）	1,904	1,942
	人数（人）	17,819	15,965
第二中学校 テニスコート	件数（件）	628	611
	人数（人）	3,706	3,624
計	件数（件）	2,532	2,553
	人数（人）	21,525	19,589

【水無瀬川緑地公園スポーツ広場利用者数】

年度	令和5年度	令和6年度
件数（件）	275	141
人数（人）	27,814	13,102

オ 生きがい対策の整備

達成状況

○

団体活動の内容に努め、日常活動の相談や課題の解決について支援した。

④ 今後の課題

● ニュースポーツの普及促進

ニュースポーツの普及活動に必要なスポーツ推進委員の欠員が生じているため、欠員補充に努める。

また、ニュースポーツの普及促進のため、内容の検討や活動啓発の強化が必要である。

● 新体育館等整備検討

令和6年度に策定した「島本町新体育館等整備基本計画」に基づき、水無瀬川緑地公園への体育館と屋内プールの整備に向けて事業を進める。

また、東大寺公園テニスコートの今後の対応について、再度検討し、できるだけ速やかに、一定の方向性を示す。

● 長井先生からの御意見

(1)青少年健全育成の推進

③ア 青少年人権教育

具体的な数字が出ていてわかりやすいです。達成状況が○となっていますが、評価基準としてどのようになっていけば○なのかについて記述されてはと思います。

(2)文化財保護の推進

③オ 歴史文化資料館等活用

①②共にですが、表題を利活用にはいかがでしょうか。伴って、3行目の「使用した」を、「利用した」にはいかがでしょうか。

● 中村先生からの御意見

全般

今日の子育て世代を取り巻く社会環境は変化が著しく、地域の人間関係の希薄化や家庭の孤立化等、課題は多岐にわたります。近年、PTAのあり方も変化してきていますが、形は変わっても、幼児期や学童期の子育てにおいて、学校園各所の連携はもとよりPTAや福祉機関、地域との連携によって切れ目のない家庭支援を継続して、家庭の教育力向上にも努めていただきたいと思います。

(5)スポーツ活動の推進

③イ 新体育館等整備検討

新体育館の屋内温水プール整備について、とても意義のある魅力的な事業だと思います。小中学校における水泳の実技授業が、天候や昨今の猛暑などにより実施できない状況が多くあり、そういった中、屋内温水プールで水泳実技授業が可能になるということは、天候等に左右されることなく子どもたちの泳力を育むことにつながります。全国的に水泳の授業を廃止する学校が相次いでいますが、日本は海に囲まれ、川も多くあります。また、プールでの水遊びや海や川での遊びは、多くの子どもにとって楽しみの活動の一つともいえます。そういった中、学校での水泳実技授業は、水難事故から子どもの命を守る点でとても大切です。一方、近年は児童や生徒から「水着が嫌だ」「日焼けしたくない」といった声も上がり、欠席者や見学者の増加もみられることから、様々な工夫や配慮も必要になってきます。それぞれの自治体や地域の実情に応じて水泳実技授業実施の工夫を重ねていくことが、これからの水泳授業における教育の大切な役割であると考えます。

また、生涯スポーツの観点から、水泳は子どもから高齢者まで幅広く愛されているスポーツです。競技力向上としての側面のみならず、自身の健康維持・増進のために続けることも少なくありません。全身を使う運動であり、運動の負荷も自由に変えられるため、病気の予防やリハビリとしても行われています。

水無瀬川緑地公園と一体となって整備される温水プールを含めた新体育館等が、子どもや大人、高齢者や障がい者のスポーツ参加や交流、また、これまで学校だけで担っていた部活動、これら全ての地域スポーツの創造の場となることを期待しています。